

うきは市 こども計画



令和7年3月

うきは市

は じ め に



近年、わが国ではこどもを取り巻く環境が、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化などの社会的背景により大きく変化する中で、子育て支援の重要性がますます高まっています。

さらに、国において令和5(2023)年に、こども家庭庁の発足や「こども基本法」の施行を受け、うきは市でも、子育て支援策「うきはっこみらいサポート」を重点施策に据え、こども

家庭庁が進める「こどもまんなか」政策を様々なカタチにして本市のこどもたちや子育て世帯の皆さんに届けているところです。うきは市ならではのこどもたち一人ひとりへのきめ細かいサービスや地域とのふれあいなど、小さなスケールのメリットを生かした保育や教育に取り組んでいきたいと考えています。

私たちの未来を担うこどもたちが健やかに成長し、夢を持って生きていける社会を築くことは、私たち大人の責任であり、重要な使命です。うきは市では、こどもたちが安心して学び、遊び、成長できる環境を整えるために、「こども計画」を策定いたしました。この計画は、地域全体でこどもたちを支え、育てるための具体的な施策を盛り込んでいます。

私たちは、すべてのこどもたちが自分の可能性を信じ、自分らしく成長できる社会を目指しています。そのためには、地域全体でこどもたちを見守り、支えていくことが不可欠です。皆様のご理解とご協力を賜りながら、一緒に「こども計画」を進めていければと考えております。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、ニーズ調査やワークショップにご協力いただきました市民の皆様とさまざまな視点でご審議いただきました「うきは市子ども・子育て会議」委員の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和7(2025)年3月

うきは市長 権 藤 英 樹

<目次>

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 国におけるこども・若者・子育て支援の動向	2
3 計画の位置づけ	7
4 計画の対象	7
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制	7
第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状	8
1 人口・世帯等の動向	8
2 アンケート調査等の概要	14
3 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況	37
4 うきは市の今後の課題	44
第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方	47
1 基本理念と行動目標	47
2 家庭・地域・事業者・行政の役割	49
3 重点施策	51
4 取組方針	53
行動目標1 家庭・地域における子育ての支援	54
行動目標2 妊産婦やこどもの健康の確保	57
行動目標3 こどもが健やかに成長する教育環境の整備	58
行動目標4 安全で安心な子育てのまちづくり	60
行動目標5 家庭と仕事の両立支援	61
行動目標6 援助を必要とするこどもや家庭への支援	62
行動目標7 全てのこども・若者が持つ権利の保障	65
第4章 事業計画	66
1 量の見込みの考え方	66
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	68
3 教育・保育提供体制の確保	69
4 地域子ども・子育て支援事業の充実	74
第5章 計画の推進体制	86
1 計画の推進および進捗状況の把握	86
2 計画の推進に向けた関係機関の役割	86
3 計画の成果指標	87
資料編	89
1 こども家庭センター『うきはあと』の概要	89
2 うきは市子ども・子育て会議条例	90
3 うきは市子ども・子育て会議委員名簿	91
4 うきは市こども計画策定経過の概要	92
5 主な事業と担当課一覧	93

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、全てのこどもの人格形成や自立した個人としての成長、こどもの心身の状況や環境等に左右されない権利の擁護、さらには将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものであり、こどもに関する様々な取組を講じるにあたっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や国や地方公共団体等の責務等を定めています。

同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「こどもまんなか社会※」の実現に向けて、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱をひとつに束ね、こども・若者の視点から分かりやすくライフステージ別に、施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。また、こども基本法の施行とあわせて、同年4月にこども家庭庁が設置され、こども・子育てにやさしい社会づくりに向けた幅広い施策も順次実施されています。

本市においては、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度の5年間の計画期間として「第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。基本理念である「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」を実現するため、こども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、また、幼児期の教育・保育と地域子ども子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその方策及び地域のこども・子育て支援に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりを進める指針としてきました。

また、令和2年9月にこどもの貧困対策を一層推進するために、国において改正子どもの貧困対策推進法が施行されました。本市においても、「うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画」（平成29年度～令和2年度）の取組を踏まえながら、こども・子育て支援に関する施策として総合的・一体的に進めるため、令和3年3月に、第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画にこどもの貧困対策の施策を盛り込み、改定を行いました。

しかしながら、我が国のこどもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、晩婚化や未婚化などを背景として少子化が急速に進行しています。一方で、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズが年々増大しているほか、若者が安心して結婚や育児ができる社会経済的な基盤を整えることも重要になってきています。さらに、児童虐待やヤングケアラーといったこどもの権利を侵害する課題にも対応していく必要があります。

本市は、これまでのこども・子育て支援に関する取組の成果を踏まえつつも、こども基本法・こども大綱に基づくこども・若者等への支援を総合的かつ計画的に推進するため、「うきは市子ども・子育て会議」を設置し、各種施策を分析・評価するとともに、ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ審議を行い、令和7年度からの「うきは市こども計画」を策定します。

※「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

第1章 計画の概要

2 国におけるこども・若者・子育て支援の動向

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

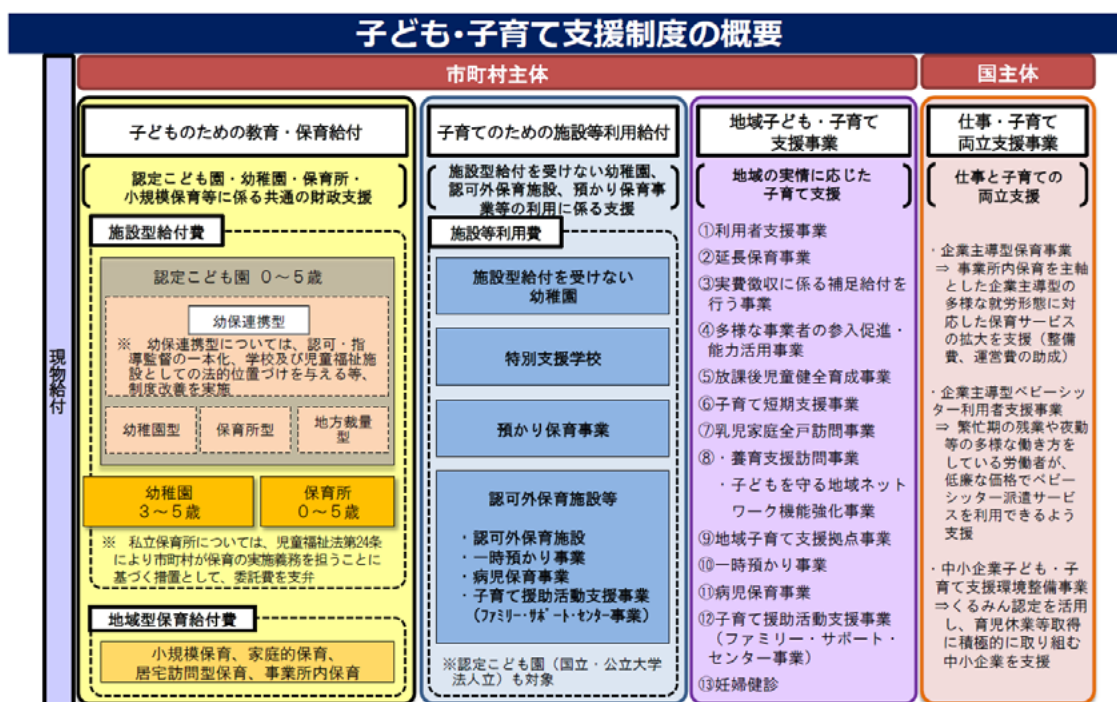
子ども・子育て支援制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度です。

この制度では、幼児期の学校教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

保護者に対する個人給付を基礎とし、給付費が確実に学校教育・保育等に要する費用に充てられるようにするため、各施設等が代理で給付を受け（法定代理受領）、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれています。

また、教育・保育施設を利用することの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及びこどもを対象とする事業として、地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業として、13の事業を推進しています。

■子ども・子育て支援制度の概要



資料）こども家庭庁ウェブサイト

(2) こども基本法及びこども大綱の概要

令和5年4月に施行されたこども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法となっています。

また、同法第10条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。同法第11条では、市町村においてこども施策を策定・実施・評価するに当たり、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずること等が定められています。

また令和5年12月に閣議決定されたこども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきたこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。一体のものとしてこども計画を作成することにより、こども施策を住民にとって一層分かりやすいものとする事などが期待されています。

こども大綱においては、こども施策に関する6つの基本的な方針や、ライフステージ別やライフステージを通じた重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項を示しています。それらを通じて、こども・若者の権利を保障し、こどもの意見を聞き、対話しながら、成長のライフステージに応じて切れ目なく、包括的なこども施策を進めることが重要となっています。

■こども大綱における「こども施策に関する基本的な方針」

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

■こども大綱における「ライフステージを通じた重要事項」

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
 - ・こどもまんなかまちづくり
 - ・こども・若者が活躍できる機会づくり
 - ・こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - ・プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等
 - ・慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
- こどもの貧困対策
(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - ・児童虐待防止対策等の更なる強化
 - ・社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
 - ・ヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
 - ・こども・若者の自殺対策
 - ・こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
 - ・こども・若者の性犯罪・性暴力対策
 - ・犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
 - ・非行防止と自立支援

■こども大綱における「ライフステージ別の重要事項」

○こどもの誕生前から幼児期まで

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・こども・若者の視点に立った居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

■こども大綱における「子育て当事者への支援に関する重要事項」

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○ひとり親家庭への支援

第1章 計画の概要

(3) 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴うこども・子育て施策の強化

令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略・加速化プランの施策について実行するため、関連する複数の法案の改正等を行い、子育てに係る経済的支援の強化や、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策などへの必要な措置を講じるとともに、財源となる制度を創設するものです。

令和6年10月以降、順次、事業や制度の創設・実施がなされていく予定です。

■施策の創設・拡充等の主な内容

○児童手当の抜本的拡充

- ・ 全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化
- ・ 所得制限の撤廃や、高校生年代までの延長、第3子以降は3万円支給等の改定

○妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

- ・ 妊婦のための支援給付と包括的相談支援を効果的に組み合わせて実施

○こども誰でも通園制度の創設

- ・ 保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「乳児等のための支援給付」を創設。
- ・ 満3歳未満で保育所等に通っていないこどもに、月一定時間までの利用可能枠で利用が可能。

○ヤングケアラーに対する支援の強化

- ・ ヤングケアラーを国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象として明記。

○出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設

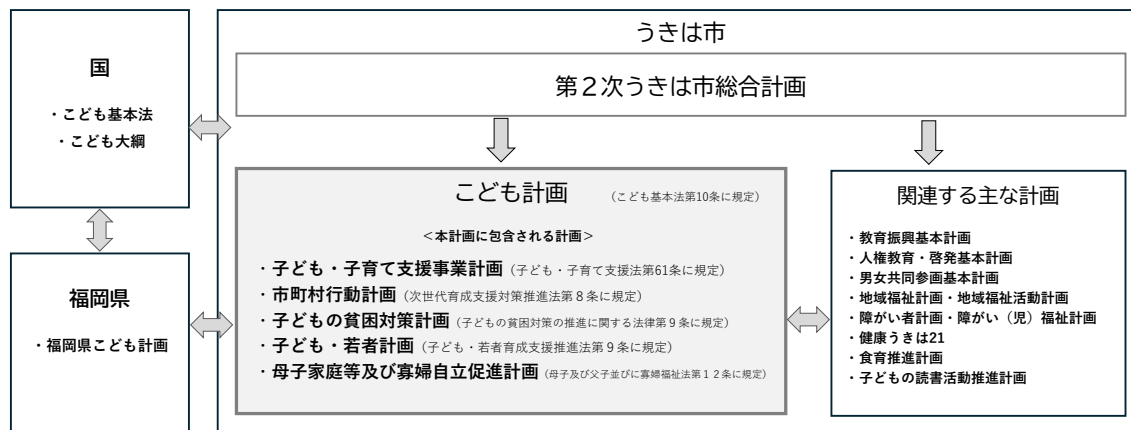
3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に規定する市町村こども計画として策定します。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画等を包含する計画です。

なお、本計画はこども大綱を勘案して定めるよう努めるとされており、こども大綱で示される分野はこどもや若者、子育て当事者のみならず、地域社会を構成している様々な分野と密接に関係していることから、本計画を策定するにあたっては、「第2次うきは市総合計画」（平成28年度～令和7年度）を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。

■他計画との関係



4 計画の対象

本計画は、こども・若者自身のほか、子育て当事者やその家族、地域、学校、企業、各種団体など社会全体を対象とします。

5 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するように、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

6 計画の策定体制

「うきは市こども計画」の策定にあたっては、「うきは市子ども・子育て会議」を設置して審議を行いました。会議の委員には、公募で選出したこどもの保護者やこども・子育て支援に関する事業に従事している方をはじめ、教育・保育事業の代表者の方々に参加していただき、幅広く当事者の声を反映するよう努めました。

このほか、こどもや若者、子育て当事者に対するニーズ調査や、こどもを対象としたワークショップ、計画原案に対する市民意見募集により意見の聴取、反映に努めました。

第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯等の動向

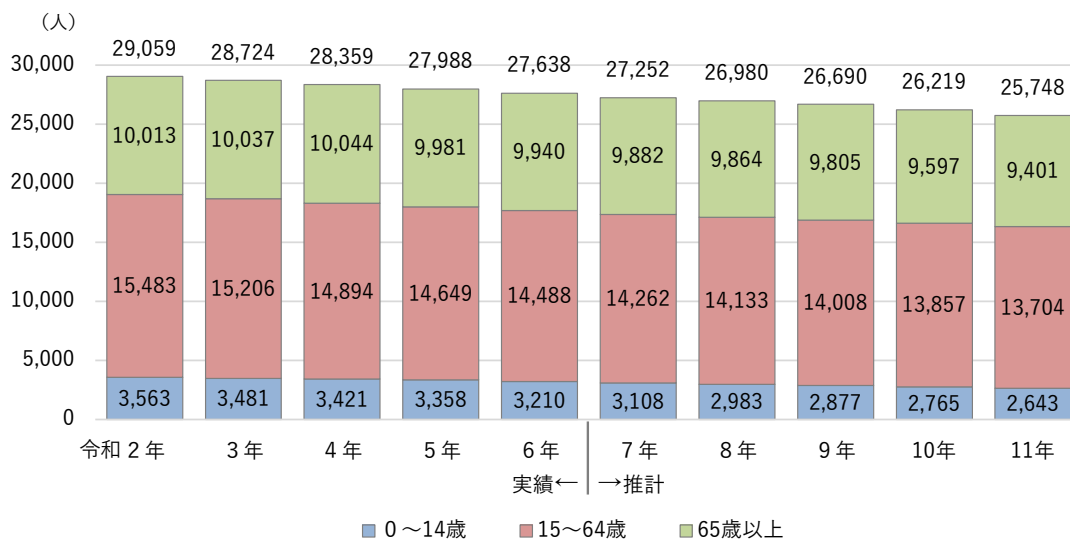
(1) 人口の推移

■人口推計の方法

- 令和7年～11年の人口は、住民基本台帳人口をもとにしたコーホート変化率法による推計値です。過去の変化を趨勢延長したシミュレーションである点をご留意下さい。
- 各年の人口変化は、令和5年～令和6年の1歳区切りの人口変化率を用いています。
- 各年の出生数は、15～49歳の女性の人口数・出生数をもとに、令和3年～5年の3年間の女性の5歳区切りの出生率の平均値を用いています。
- 出生の男女比は、令和3年度～5年度の平均値を用いています。

○本市の総人口は、令和6年（3月末時点）の27,638人から令和11年には、25,748人と、1,890人減少（6.8%減）する見込みです。3年齢別にみると、いずれの年代も減少していますが、0～14歳の年少人口は令和6年の3,210人から、令和11年には2,643人と、567人減少（17.7%減）する見込みであり、減少率が大きくなっています。

■人口・年齢別人口の推移（実績・推計）

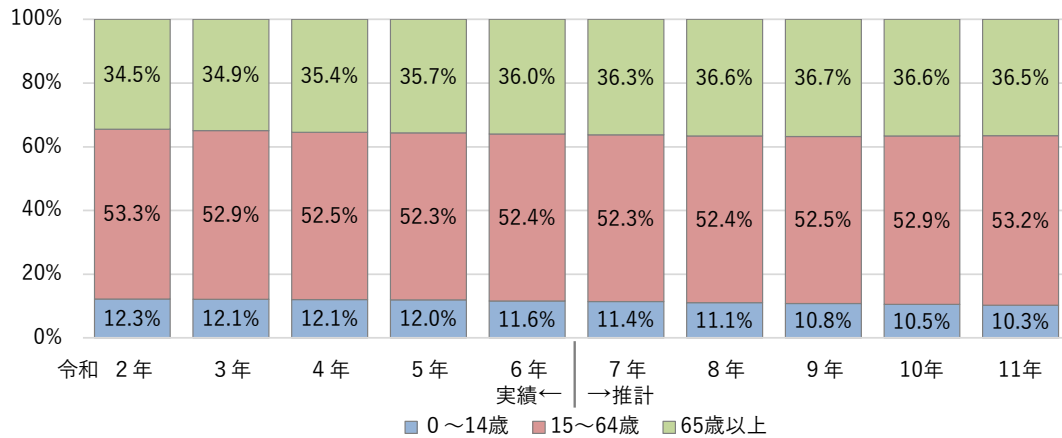


資料）住民基本台帳人口（3月末時点）

第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

○3年齢別の構成比をみると、令和6年の年少人口の構成比は11.6%であるのに対し、令和11年度には10.3%と1.3ポイント減少する見込みです。

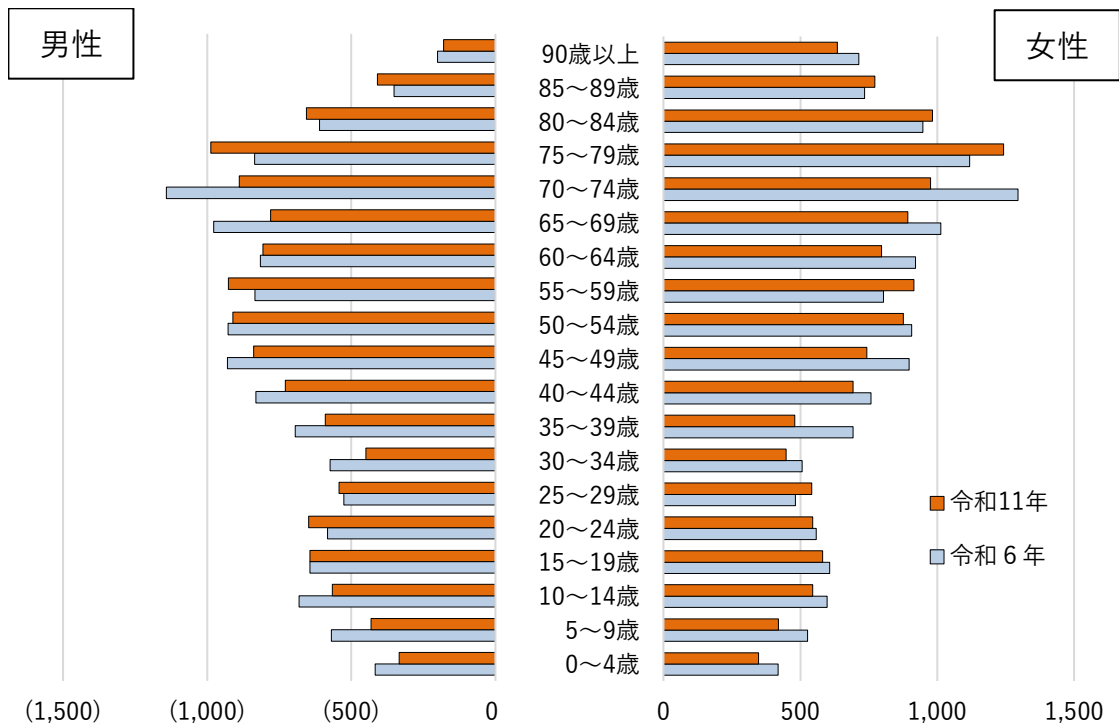
■3年齢別の構成比の推移（実績・推計）



資料）住民基本台帳人口（3月末時点）

○令和6年（実績）・令和11年（推計）の性別・5歳階級別人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。合計特殊出生率の算定対象である15～49歳の女性人口は、令和6年が4,500人に対して、令和11年が4,030人と、470人減少（10.4%減）するものと見込まれます。

■性別・5歳階級別人口（実績・推計）



資料）住民基本台帳人口（3月末時点）

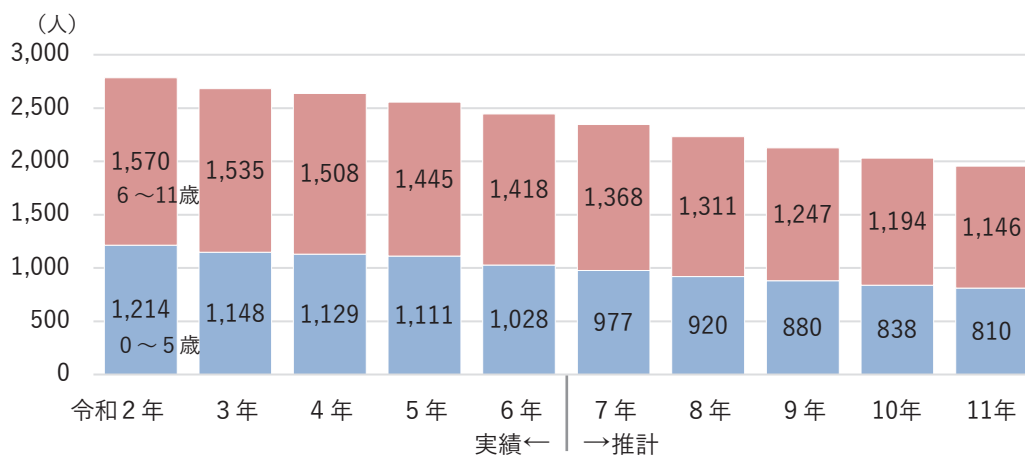
第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

(2) 11歳以下のこどもの人数の推移

○就学前児童（0－5歳）は、令和6年の1,028人から、令和11年度810人へと218人減少（21.2%減）する見込みです。

○小学生（6－11歳）は、令和6年の1,418人から、令和11年度1,146人へと272人減少（19.2%減）する見込みです。

■人口・年齢別人口の推移

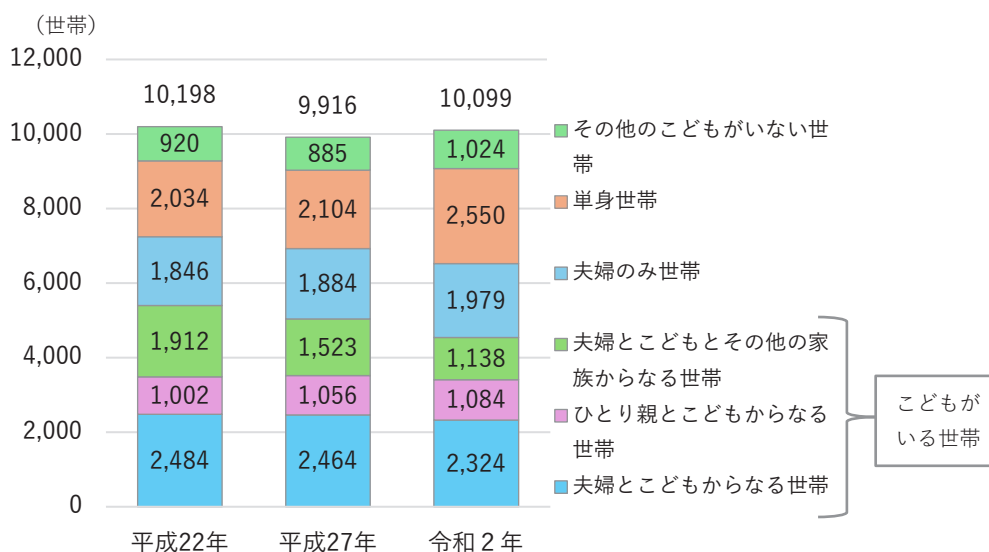


資料) 住民基本台帳人口（3月末時点）

(3) 子育て世帯の推移

○こどものいる世帯は、平成22年5,398世帯から令和2年4,546世帯へと852世帯減少（15.8%減）しています。なかでも、夫婦とこどもからなる世帯及び夫婦とこどもとその他の家族からなる世帯（いわゆる三世帯世帯を含む）が減少傾向にあります。

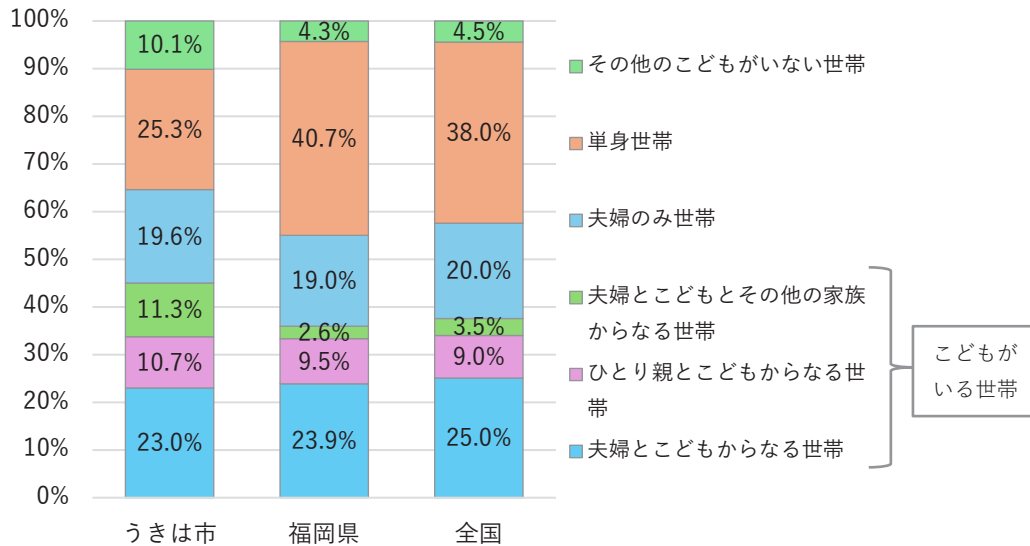
■一般世帯におけるこどものいる世帯の動向



資料) 国勢調査

- 一般世帯の総数を100%とした場合の構成比を比較すると、こどもがいる世帯の比率は、本市では45.0%に対して、福岡県36.0%、全国37.5%と、本市の方が高くなっています。
- こどものいる世帯のなかでは、夫婦とこどもとその他の家族からなる世帯（いわゆる三世代世帯を含む）が11.3%と、福岡県・全国と比較しても高くなっています。また、本市は単身世帯の割合が少ないことも特徴となっています。

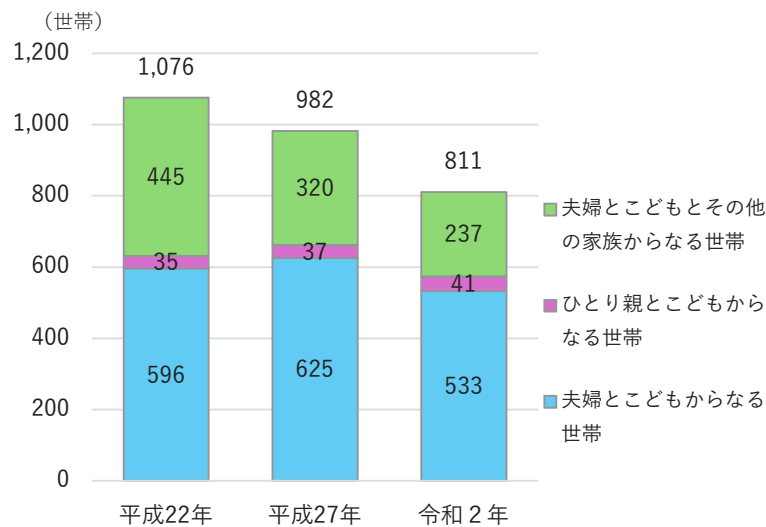
■一般世帯におけるこどものいる世帯の構成比（令和2年）



資料) 国勢調査

- 6歳未満のこどものいる世帯は、平成22年1,076世帯から令和2年811世帯へと265世帯減少（24.6%減）しています。なかでも、夫婦とこどもとその他の家族からなる世帯が大きく減少しています。

■6歳未満のこどものいる世帯の動向

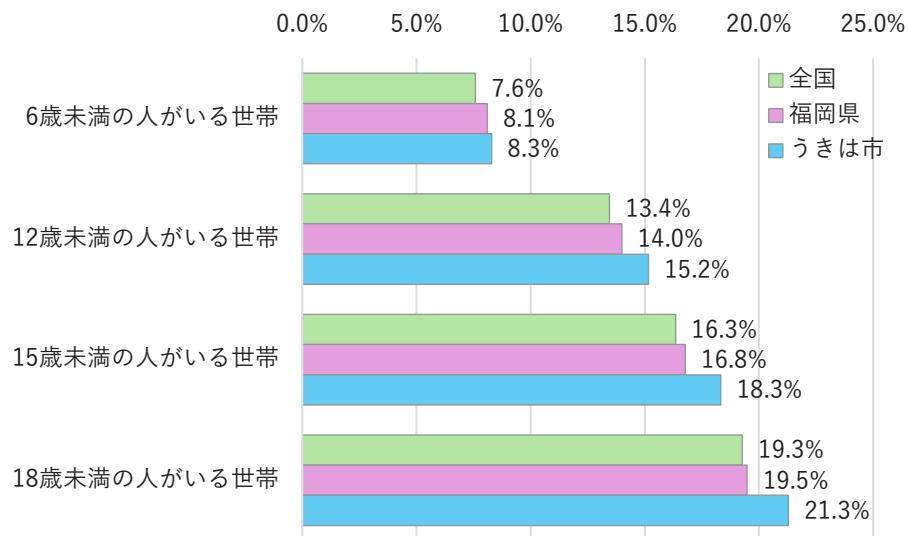


資料) 国勢調査

第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

○一般世帯に占めるこどもの割合は、いずれの年代のこどもがいる世帯においても、本市は福岡県や全国を上回っています。

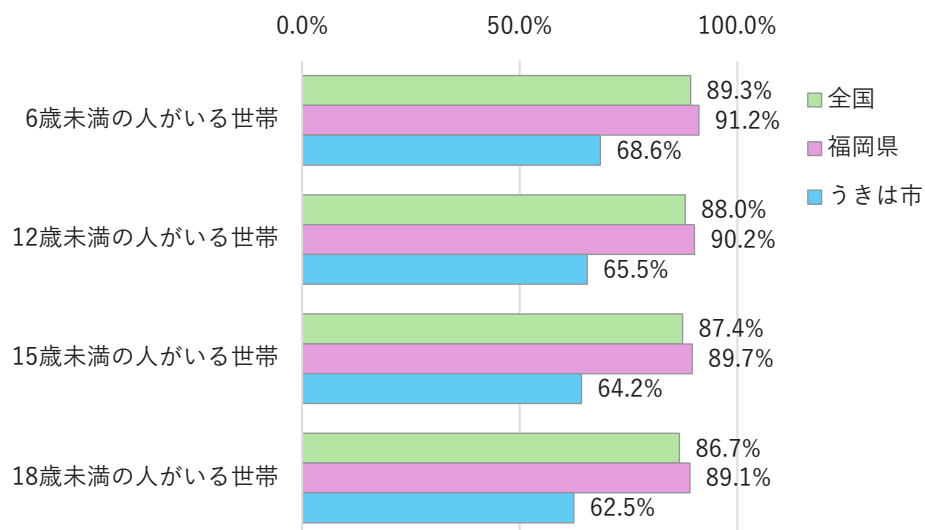
■ 一般世帯におけるこどものいる世帯の割合（令和2年）



資料) 国勢調査

○こどものいる世帯において、核家族の割合を全国・福岡県と本市で比較すると、いずれの年代においても本市の割合は低くなっています。祖父母等と同居している世帯が多いためと考えられます。

■ こどものいる世帯における核家族の割合（令和2年）

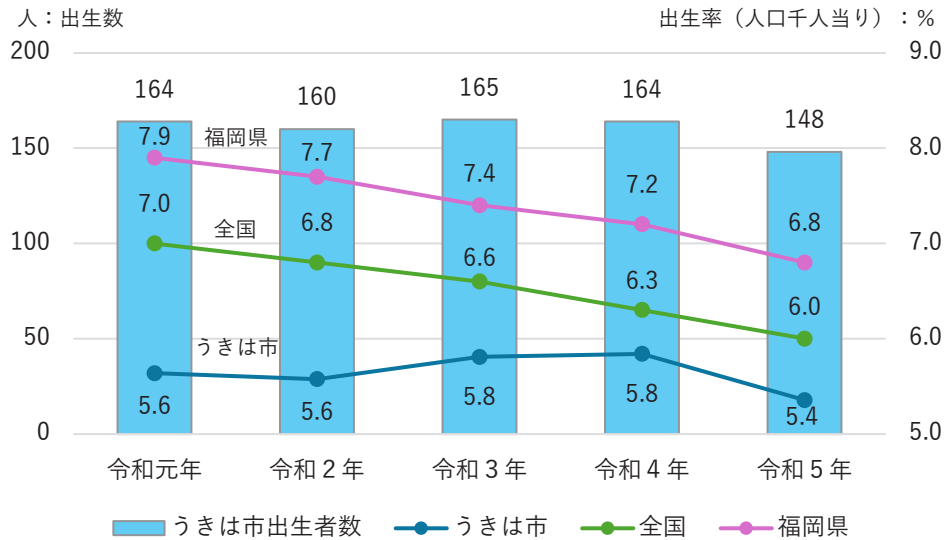


資料) 国勢調査

(4) 出生者数の動向

○本市の出生者数は、令和元年以降 160 人台で推移していましたが、令和5年には 148 人に減少しています。出生率（人口千人当たり出生者数）は、全国や福岡県と比べても低い水準で推移しています。

■出生者数の推移



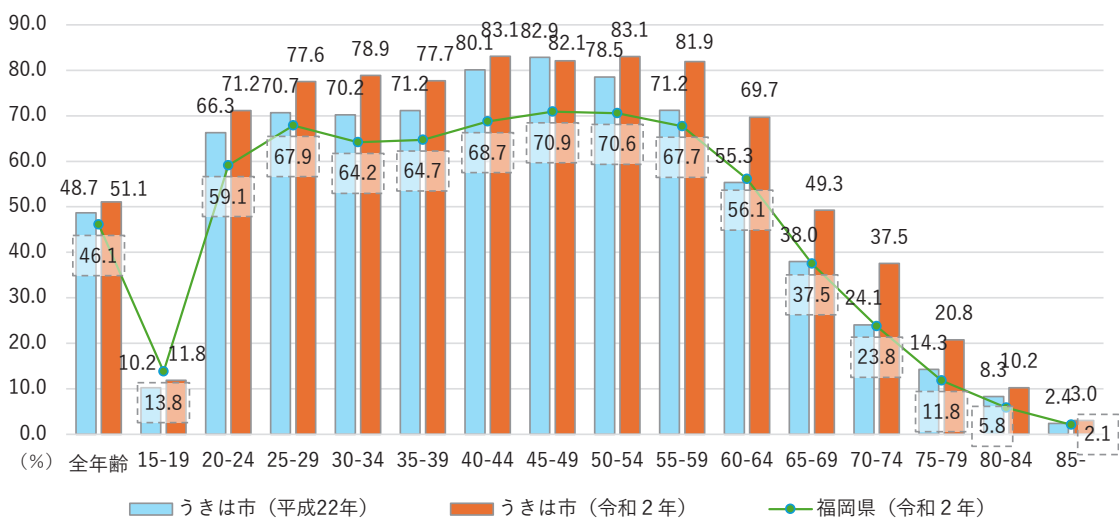
資料) 人口動態調査

(5) 女性の就労状況

○本市における女性の就業率は、全年齢では平成22年が 48.7%に対して、令和2年が 51.1%と、女性の就業率は向上しています。年代別にみても、多くの年代で令和2年の就業率が向上している状況にあります。

○本市の就業率はいずれの年代においても、福岡県に比べ高い水準にあります。

■女性の年齢別就業率（令和2年・平成22年）



資料) 国勢調査

第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

2 アンケート調査等の概要

(1) アンケート調査結果の概要

○うきは市に住む保護者・こども・若者に関するニーズ等を把握するために、令和6年7月から8月にかけて4種類のアンケート調査を実施しました。以下に、その結果を示します。

■令和6年度アンケート調査の概要

令和6年うきは市子育てに関するアンケート調査（就学前児童の保護者票）

- 対象者 : うきは市内にお住まいの就学前児童（0歳～6歳）の保護者
- 対象者数 : 住民基本台帳の中から無作為に抽出した500人
- 調査期間 : 令和6年7月16日（火）～8月5日（月）
- 形式 : 郵送による紙調査票、並びに、オンライン形式でのアンケート調査
- 回答数 : 209人/500人（回収率 41.8 %）

令和6年うきは市子育てに関するアンケート調査（小学生・中学生の保護者票）

- 対象者 : うきは市にお住まいの小学校1年生から5年生、中学校2年生の保護者
- 対象者数 : 住民基本台帳の中から無作為に抽出した500人
- 調査期間 : 令和6年7月16日（火）～8月5日（月）
- 形式 : 郵送による紙調査票、並びに、オンライン形式でのアンケート調査
- 回答数 : 320人/500人（回収率 64.0 %）

令和6年うきは市こどもの生活・意識調査（小学生・中学生のこども票）

- 対象者 : うきは市内の学校に通う小学5年生、中学2年生
- 対象者数 : 507人（小学生 257人、中学生 250人）
- 調査期間 : 令和6年7月5日（金）～7月19日（金）
- 形式 : オンライン形式でのアンケート調査
- 回答数 : 460人/507人（回収率 90.7 %）

令和6年うきは市こども・若者の意識に関するアンケート調査（若者票）

- 対象者 : うきは市にお住まいの18歳から39歳の若者
- 対象者数 : 住民基本台帳の中から無作為に抽出した1,000人
- 調査期間 : 令和6年7月16日（火）～8月5日（月）
- 形式 : 郵送による紙調査票、並びに、オンライン形式でのアンケート調査
- 回答数 : 200/1,000人（回収率 20.0 %）

①就学前児童の保護者、並びに小学生・中学生の保護者の結果

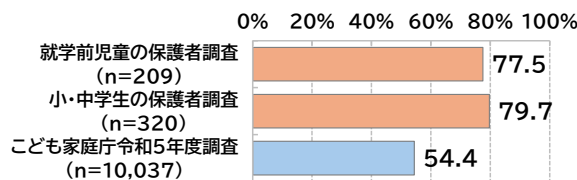
1) こども政策の推進に関する保護者の意識

- 「ア）こどもは権利の主体である」と思う保護者の割合は、うきは市では就学前児童の保護者が 77.5%、小・中学生の保護者が 79.7%となっています。全国調査であるこども家庭庁令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」（以下、こども家庭庁令和5年度調査）では 54.4%であり、2割程度、高くなっています。
- 「イ）結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う保護者の割合は、うきは市では就学前児童の保護者が 34.0%、小・中学生の保護者が 40.6%となっています。こども家庭庁令和5年度調査と比べて、やや高くなっています。
- 「ウ）周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う保護者の割合は、うきは市では就学前児童の保護者が 21.1%、小・中学生の保護者が 20.0%となっています。こども家庭庁令和5年度調査では 40.4%であり、半分程度の水準です。
- 「エ）社会において、共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う保護者の割合は、うきは市では就学前児童の保護者が 43.1%、小・中学生の保護者が 42.8%となっています。こども家庭庁令和5年度調査と比べて、やや高くなっています。
- 「オ）保護者の子育てが地域で支えられている」と思う保護者の割合は、うきは市では就学前児童の保護者が 29.2%、小・中学生の保護者が 32.8%となっています。こども家庭庁令和5年度調査では 30.9%であり、ほぼ同じ水準です。

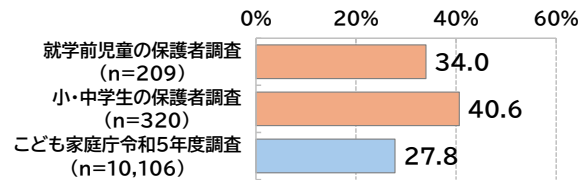
■うきは市における保護者のこども政策の推進に関する意識の比較

就学前児童の保護者 問46、小・中学生児童の保護者 問47で「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた保護者の割合

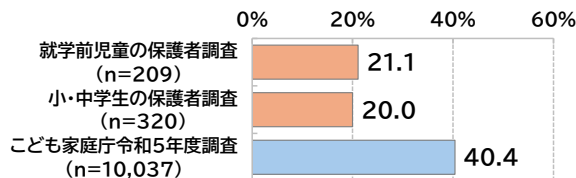
「ア）こどもは権利の主体である」と思っている人の割合



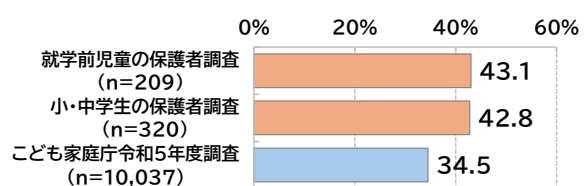
「イ）結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思っている人の割合



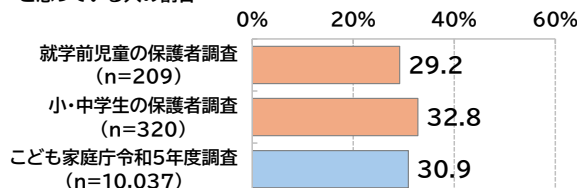
「ウ）周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思っている人の割合



「エ）社会において、共働き・共育てが推進されている」と思っている人の割合



「オ）保護者の子育てが地域で支えられている」と思っている人の割合



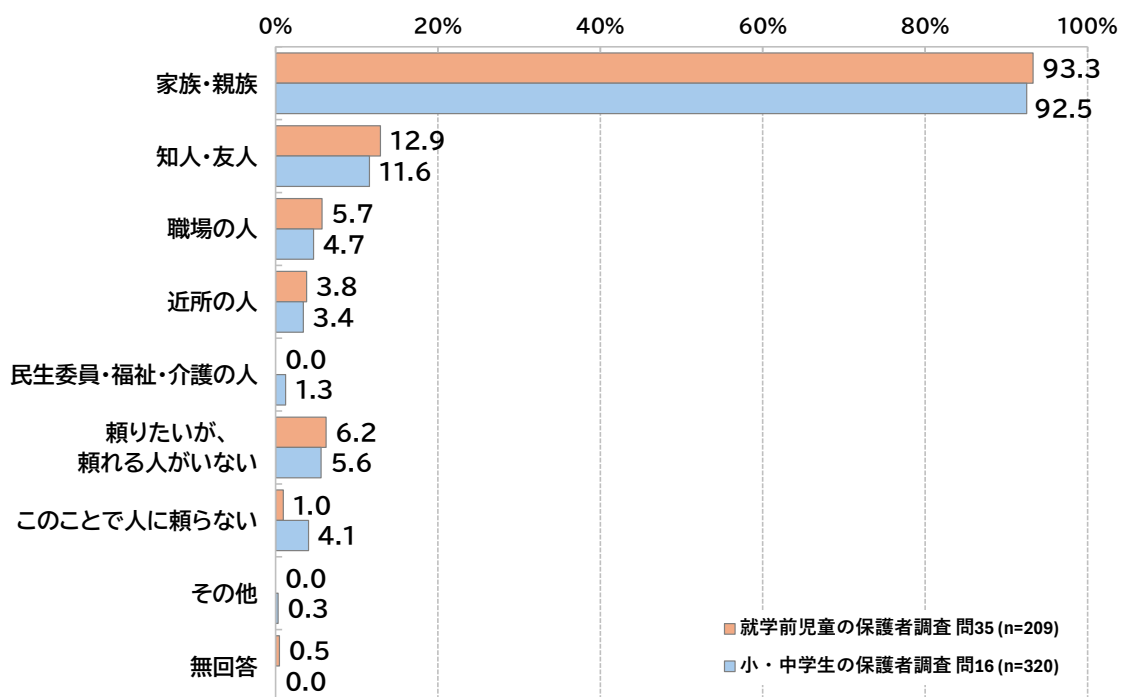
第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

2) こどもの世話や看病について頼れる人がいる保護者の割合

○「こどもの世話や看病」のことで頼れる人について、9割以上の保護者が「家族・親族」を選んでいますが、次いで「知人・友人」が選ばれていますが、その割合は就学前児童の保護者が12.9%、小・中学生の保護者が11.6%といずれも1割程度です。

○「頼りたいが、頼れる人がいない」とする割合は、就学前児童の保護者で6.2%、小・中学生の保護者で5.6%です。つまり、「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」割合は、就学前児童の保護者が93.8%、小・中学生の保護者が94.4%となります。これは、こども大綱が示す目標値（「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合が90.0%）と照らして、高くなっています。

■うきは市の保護者がこどもの世話や看病について頼れる人

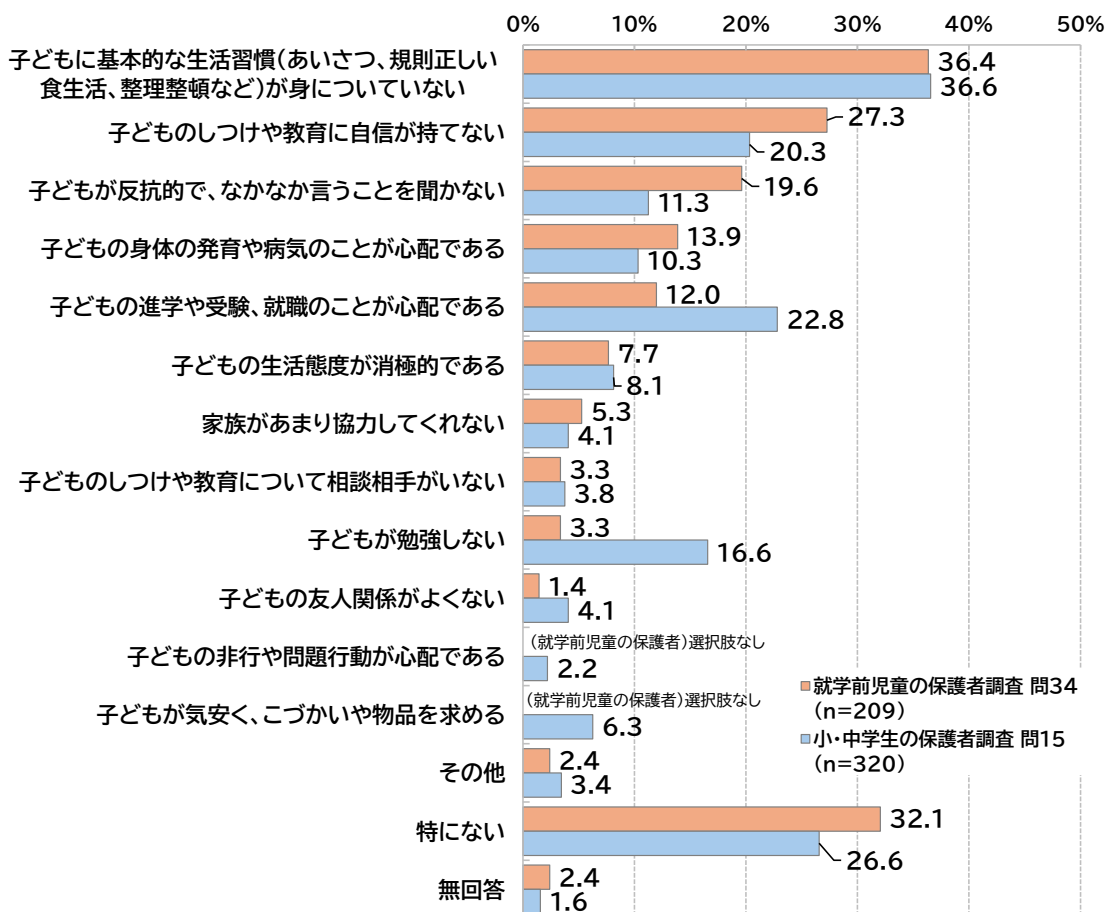


3) 教育やしつけに関して保護者の悩みや不安

○うきは市の保護者が、こどもの教育やしつけで最も悩みや不安に感じていることは、就学前児童・小中学生の保護者いずれも、「子どもに基本的な生活習慣(あいさつ、規則正しい食生活、整理整頓など)が身についていない(就学前児童の保護者が36.4%、小・中学生の保護者が36.6%)」となっています。2番目に多い項目はいずれの保護者でも「特にない」となっています。

○就学前児童の保護者では、3番目に高い項目は「子どものしつけや教育に自信が持てない(27.3%)」、次いで「子どもが反抗的で、なかなか言うことを聞かない(19.6%)」が選ばれています。小・中学生の保護者では、3番目に多い項目が「子どもの進学や受験、就職のことが心配である(22.8%)」、次いで「子どものしつけや教育に自信が持てない(20.3%)」が選ばれています。

■うきは市の保護者が感じているこどもの教育やしつけに感じる悩みや不安



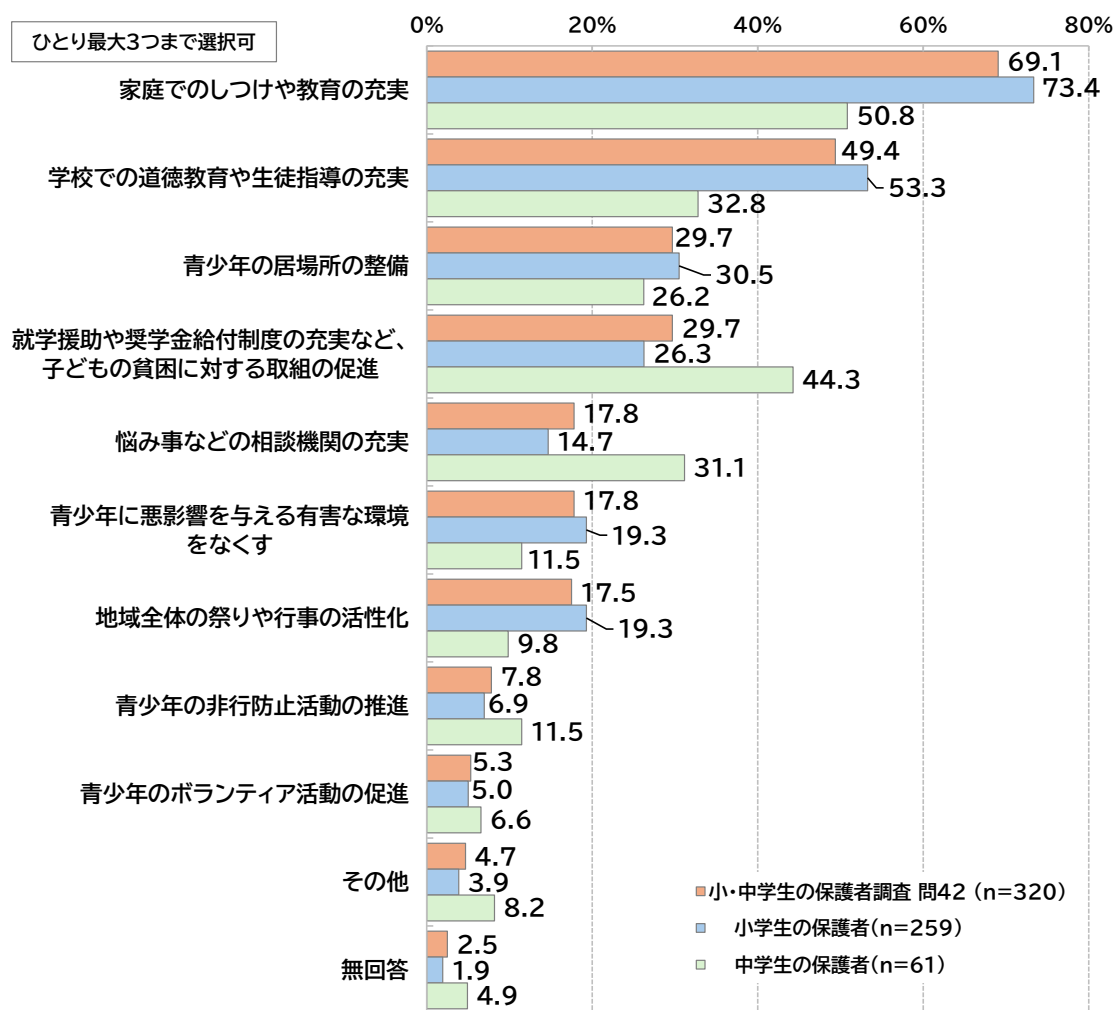
第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

4) 小・中学生の保護者が青少年の健全育成のために必要だと思っていること

○うきは市の小・中学生の保護者が青少年の健全育成のために最も必要だと思っていることは「家庭でのしつけや教育の充実（69.1%）」となっています。次いで「学校での道德教育や生徒指導の充実（49.4%）」、「青少年の居場所の整備（29.7%）」、「就学援助や奨学金給付制度の充実など、子どもの貧困に対する取組の促進（29.7%）」と続いています。

○うきは市の小学生の保護者と中学生の保護者の回答を比べると、小学生の保護者の方が「家庭でのしつけや教育の充実」や「学校での道德教育や生徒指導の充実」を選んでいます。一方、中学生の保護者の方が「就学援助や奨学金給付制度の充実など、子どもの貧困に対する取組の促進」や「悩み事などの相談機関の充実」を選んでいます。

■保護者が思う青少年の健全育成に必要なことの比較（うきは市）

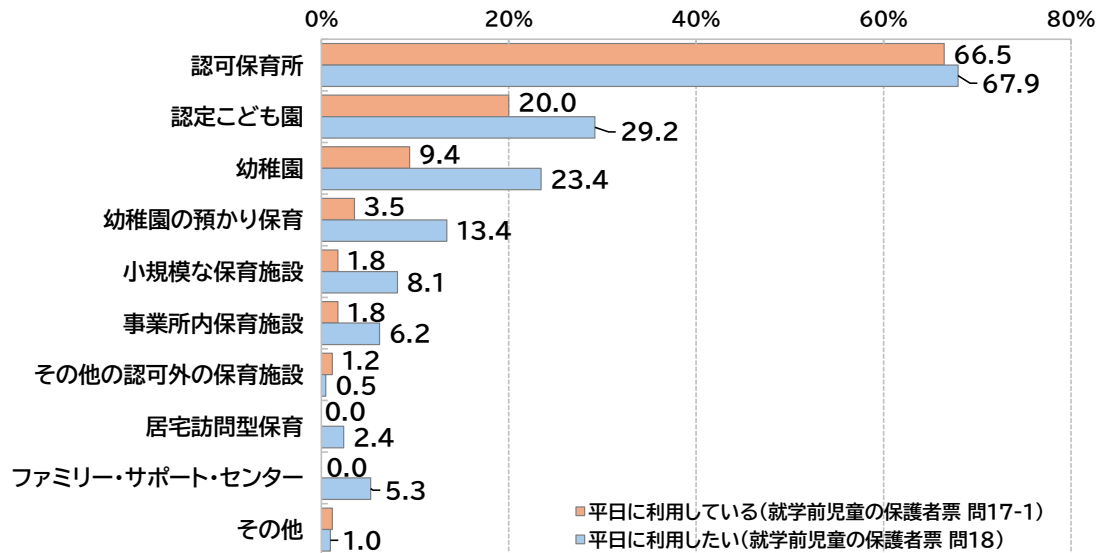


○福岡県「令和5年度子育て等に関する県民意識・ニーズ調査」（以下、福岡県令和5年度意識調査）と見比べると、うきは市の結果と県の結果は、上位3項目が同じです。いずれの保護者も「家庭でのしつけや教育の充実」、「学校での道德教育や生徒指導の充実」を上位に選び、3番目に小学生の保護者は「青少年の居場所の整備」を、中学生の保護者は「就学援助や奨学金給付制度の充実など、子どもの貧困に対する取組の促進」を選んでいました。

5) 就学前児童の保護者における事業の利用ニーズ

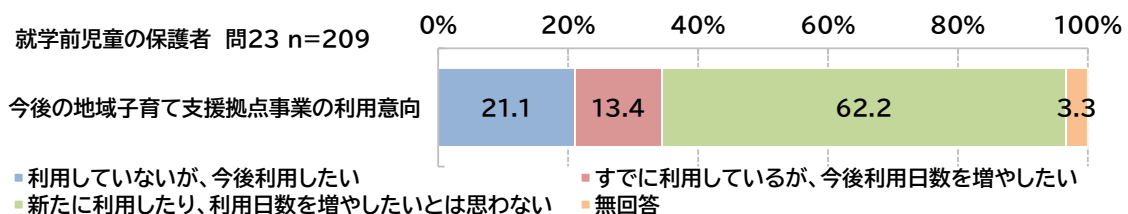
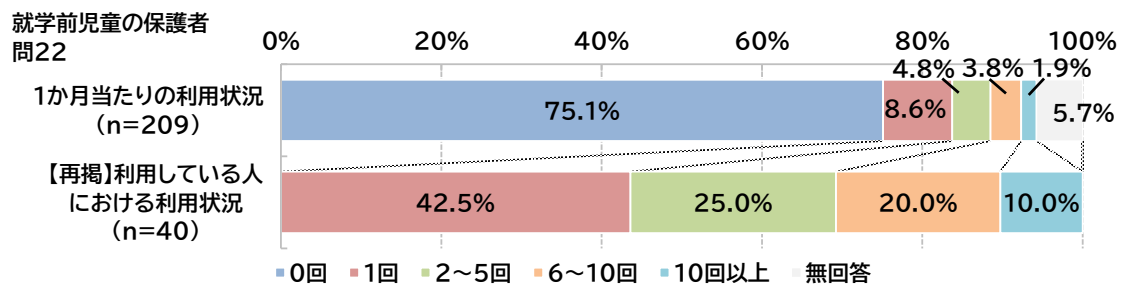
○就学前児童の保護者が、定期的に平日利用している教育・保育の事業は、「認可保育所」が最も多い66.5%です。次いで、「認定こども園」が20.0%、「幼稚園」が9.4%と続いています。一方で、利用している割合と利用したい割合の差は「幼稚園（差が14.0ポイント）」が最も大きく、次いで「幼稚園の預かり保育（差が9.9ポイント）」となっています。

■平日に定期的に利用している教育・保育事業と、利用したい教育・保育事業の割合



○地域子育て支援拠点事業の1か月当たりの利用状況を見ると、利用していない保護者が75.1%と最も高くなっています。また、利用している人の42.5%が月1回、25.0%が月2回、利用しています。今後の地域子育て支援拠点事業の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」人が21.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」人が13.4%となっています。

■地域子育て支援拠点事業の1か月当たりの利用回数（上）と、今後の利用意向（下）



第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

②小学5年生・中学2年生の結果

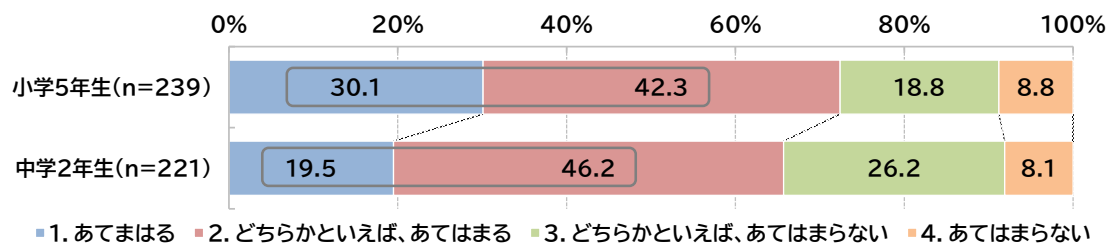
1) こども自身の自己評価

○「今の自分が好き」だと思っているこどもの割合は、「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」を合わせて、小学5年生が72.4%、中学2年生が65.7%となっています。

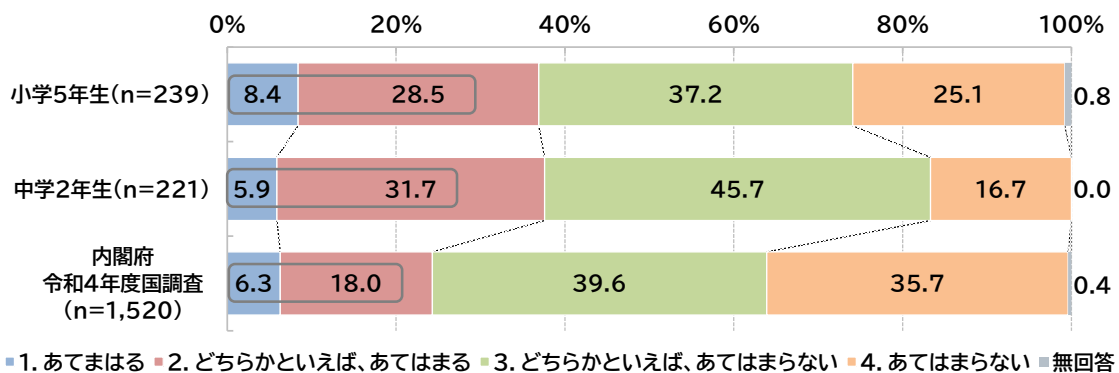
○「自分は役に立たないと強く感じる」こどもの割合は、「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」を合わせて、小学5年生が36.9%、中学2年生が37.6%です。全国調査である内閣府令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」(以下、内閣府令和4年度調査)における10～14歳の結果は24.3%であり、うきは市の方が「自分は役に立たないと強く感じる」こどもの割合が高くなっています。

■「今の自分が好き」(上)、「自分は役に立たないと強く感じる」(下)と思っているこどもの割合

①今の自分が好き(こども調査, 問42, n=460)



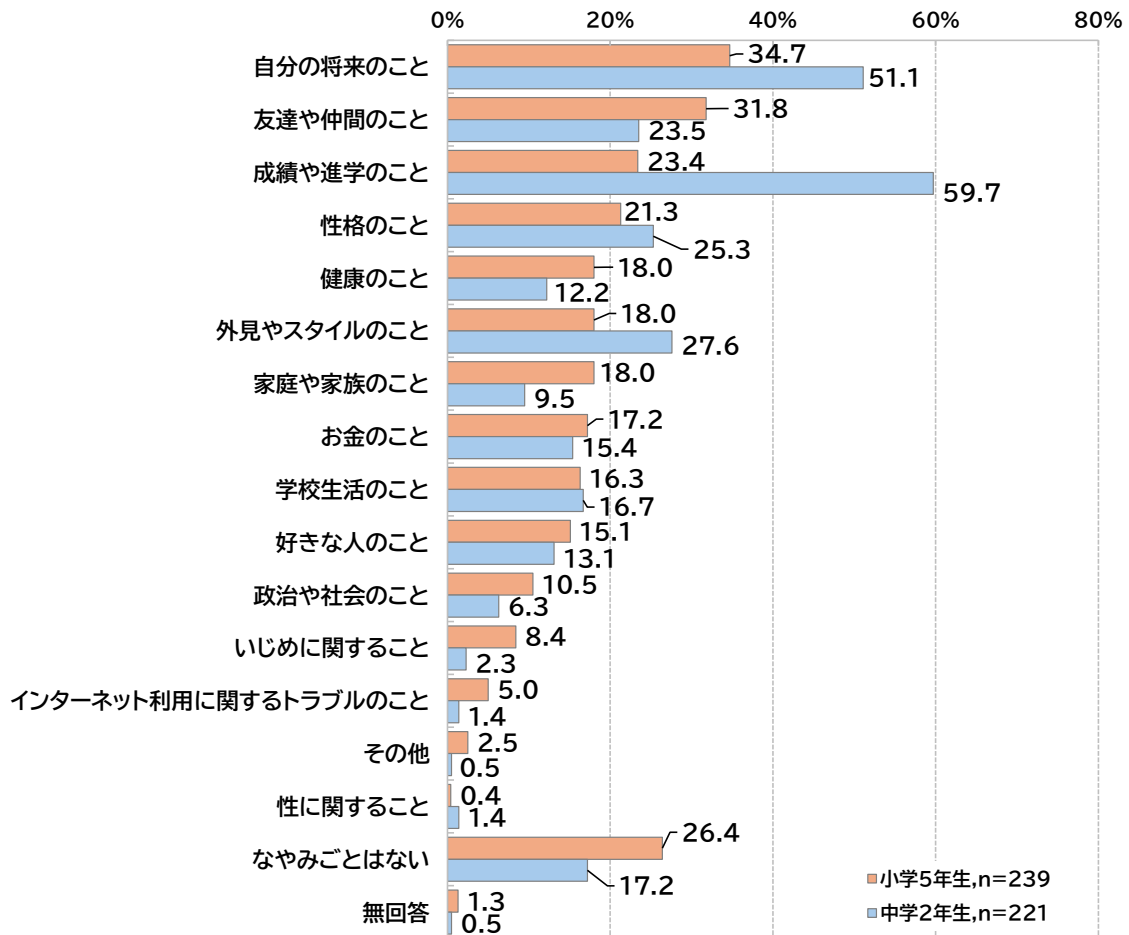
②自分は役に立たないと強く感じる(こども調査, 問42, n=460)



2) こどもの悩みごと

○うきは市のこどもが、日ごろの生活の中で感じている悩みごとについて、「なやみごとはない」と答えた割合は、小学5年生が26.4%、中学2年生が17.2%となっています。中学生の方が「自分の将来のこと」、「成績や進学のこと」を選ぶ割合が高くなっています。

■うきは市の小学5年生と中学2年生の悩みに関する比較



○県を対象とした福岡県「令和5年度青少年の意識・ニーズに関する調査報告書」（以下、福岡県令和5年度青少年調査）の上位3項目を比べると、小学生では、うきは市のこどもは「自分の将来のこと」を、福岡県のこどもは「成績や進学のこと」を最も多く選んでいます。中学生では上位2項目は共通していますが、うきは市のこどもは「外見やスタイルのこと」を、福岡県のこどもは「友達や仲間のこと」をあげています。

■小学生・中学生が感じている悩みごとの上位3項目の比較（うきは市・福岡県）

選択割合	小学生		中学生	
	うきは市 (n=239)	福岡県令和5年度 青少年調査(n=2,261)	うきは市(n=221)	福岡県令和5年度 青少年調査(n=2,604)
1位	自分の将来のこと	成績や進学のこと	成績や進学のこと	成績や進学のこと
2位	友達や仲間のこと	自分の将来のこと	自分の将来のこと	自分の将来のこと
3位	成績や進学のこと	友達や仲間のこと	外見やスタイルのこと	友達や仲間のこと

第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

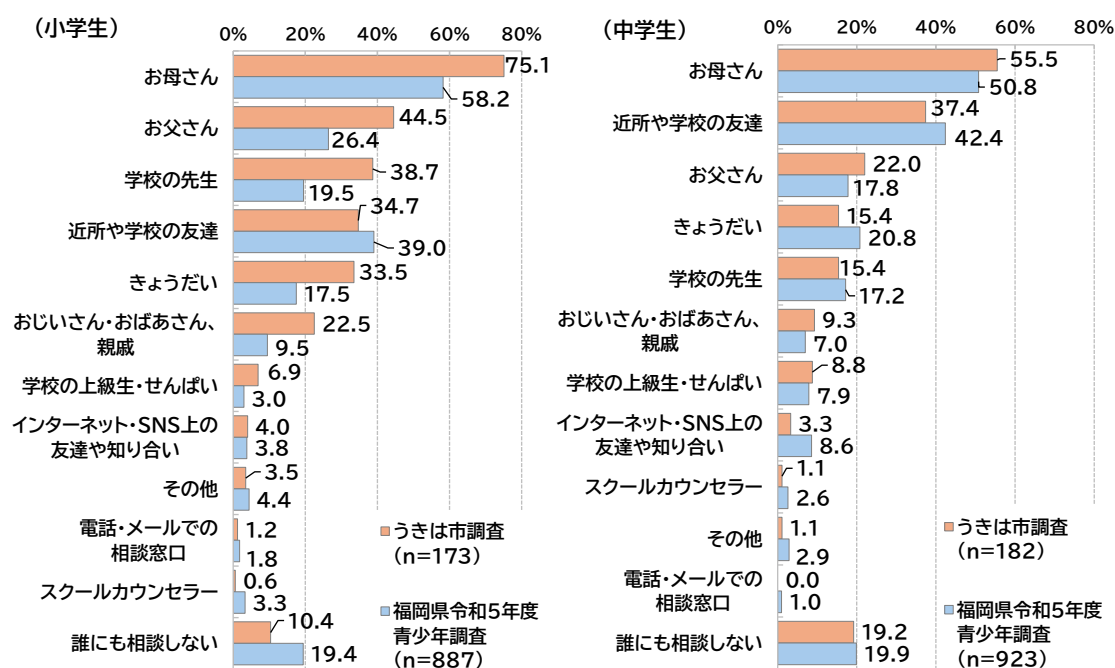
3) こどもの悩みごとの相談先

○日ごろの生活の中で何か悩みごとがあったときの相談先としては、小学5年生では「お母さん (75.1%)」が最も高く、次いで「お父さん (44.5%)」、「学校の先生 (38.7%)」となっています。一方、中学2年生では「お母さん (55.5%)」が最も多い点は共通していますが、次いで「近所や学校の友達 (37.4%)」、「お父さん (22.0%)」となっています。

○うきは市の小学5年生と中学2年生を比べると、多くの項目で中学2年生の方が相談先としてあげる割合が低くなっています。特に、「学校の先生 (小5が 38.7%、中2が 15.4%)」と「お父さん (小5が 44.5%、中2が 22.0%)」では、差が大きくなっています。

○福岡県令和5年度青少年調査と比較すると、小学生では、家族（お父さん、お母さん、きょうだい、おじいさん・おばあさん）や学校の先生を相談先を選ぶ割合は、うきは市の方が高くなっています。一方、中学生では、差が見られません。また、「誰にも相談しない」とした割合はうきは市の小学5年生が 10.4%ですが、福岡県令和5年度青少年調査の小学生が 19.4%で、うきは市の方が低くなっています。

■小学生（左）・中学生（右）の悩みごとの相談先に関する比較（うきは市・福岡県）



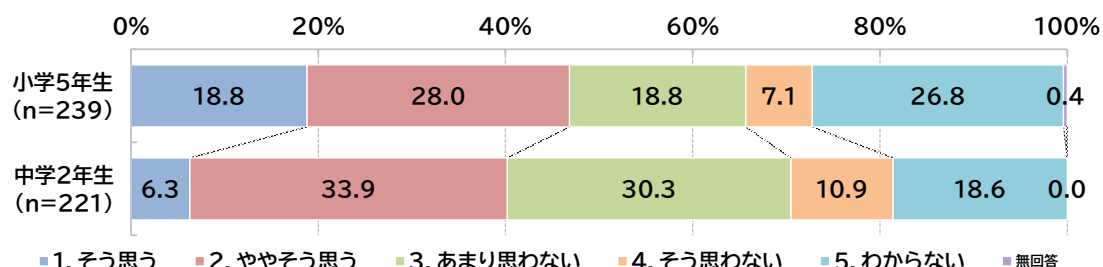
4) うきは市の制度や政策へのこどもの意見についての意識

○「うきは市の制度や政策をつくるうえで、こどもの考え・意見を聞いてもらえていると思うか」という設問に、「そう思う」とするこどもの割合は、小学5年生が18.8%、中学2年生が6.3%となっており、小学生の方が1割以上、高くなっています。

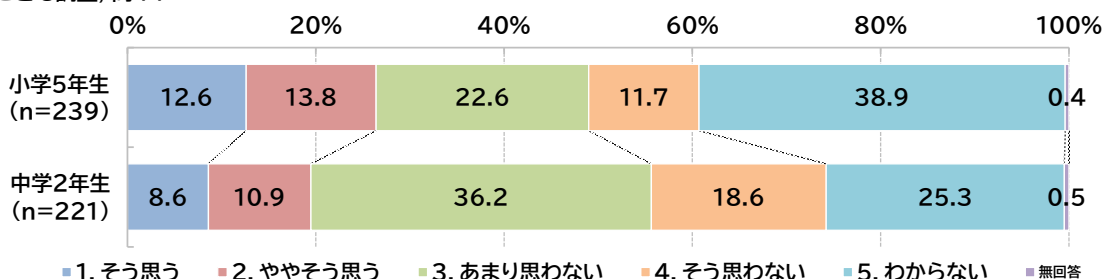
○「うきは市の制度や政策について、思ったことや意見を伝えたいと思いますか」という設問に「あまり思わない」とする割合は、小学5年生の方が中学2年生より低くなっています。

■制度や政策へのこどもの考え・意見を聞いてもらえている実感（上）と、
制度や政策についての自分の考え・意見を伝える意欲（下）

ア)あなたは、うきは市の制度や政策をつくるうえで、こどもの考え・意見を聞いてもらえていると思いますか。/こども調査, 問44



イ)あなたは、うきは市の制度や政策について、思ったことや意見を伝えたいと思いますか。
/こども調査, 問44



第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

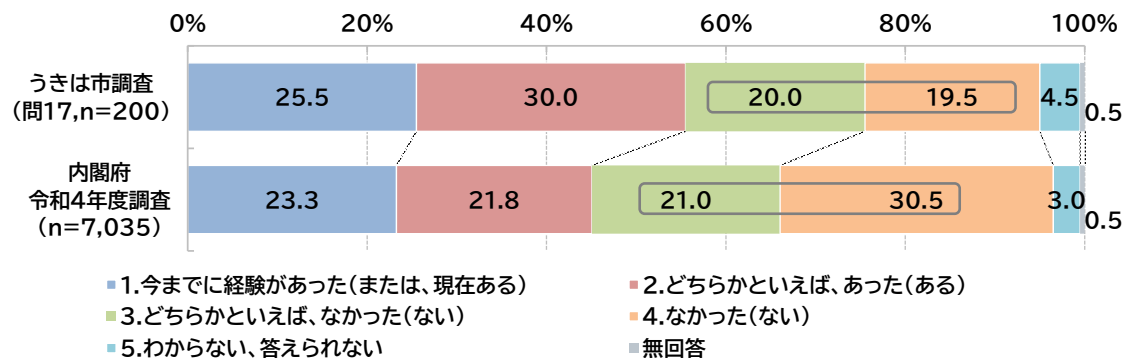
③若者の結果

1) 社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験・送れていない状況

○若者の中で社会生活・日常生活を円滑に送れないことが「なかった（ない）」とする割合が19.5%、「どちらかといえばなかった（ない）」とする割合が20.0%です。合わせると39.5%の若者が社会生活や日常生活を円滑に送ることができていると感じています。

○内閣府令和4年度調査の結果（51.5%）と比べて、うきは市の方が低くなっており、こども大綱が示す目標値70.0%とは30.5ポイントの開きがみられます。

■うきは市の若者における社会生活や日常生活を円滑に送ることができているとした割合

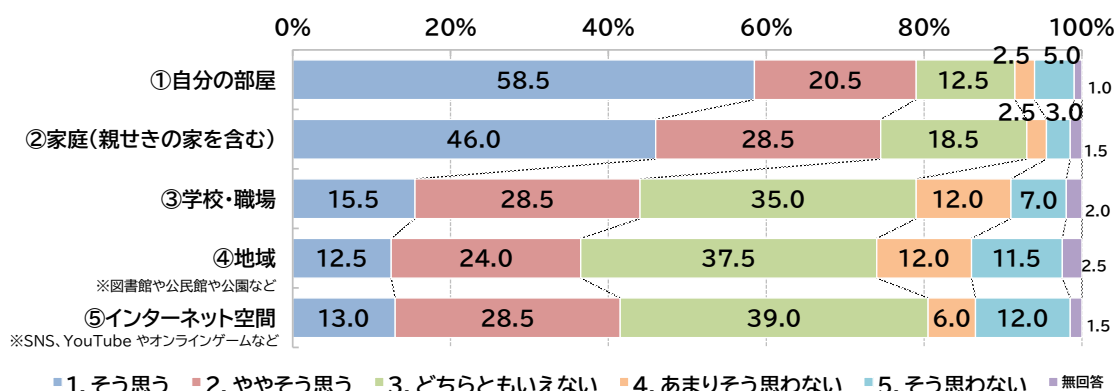


2) 若者の居場所

○若者が居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）だと感じている割合（「思う」「やや思う」を合わせた割合）は、「自分の部屋」が79.0%、「家庭」が74.5%、「学校・職場」が44.0%、「地域」が36.5%、「インターネット空間」が41.5%です。

○うきは市での結果で、内閣府令和4年度調査と比べて、最も低くなっている項目が「インターネット空間（内閣府令和4年度調査は74.5%で、差が33.0ポイント）」で、次いで「地域（内閣府令和4年度調査は50.6%で、差が14.1ポイント）」、「家庭（内閣府令和4年度調査は87.0%で、差が12.5ポイント）」となっています。

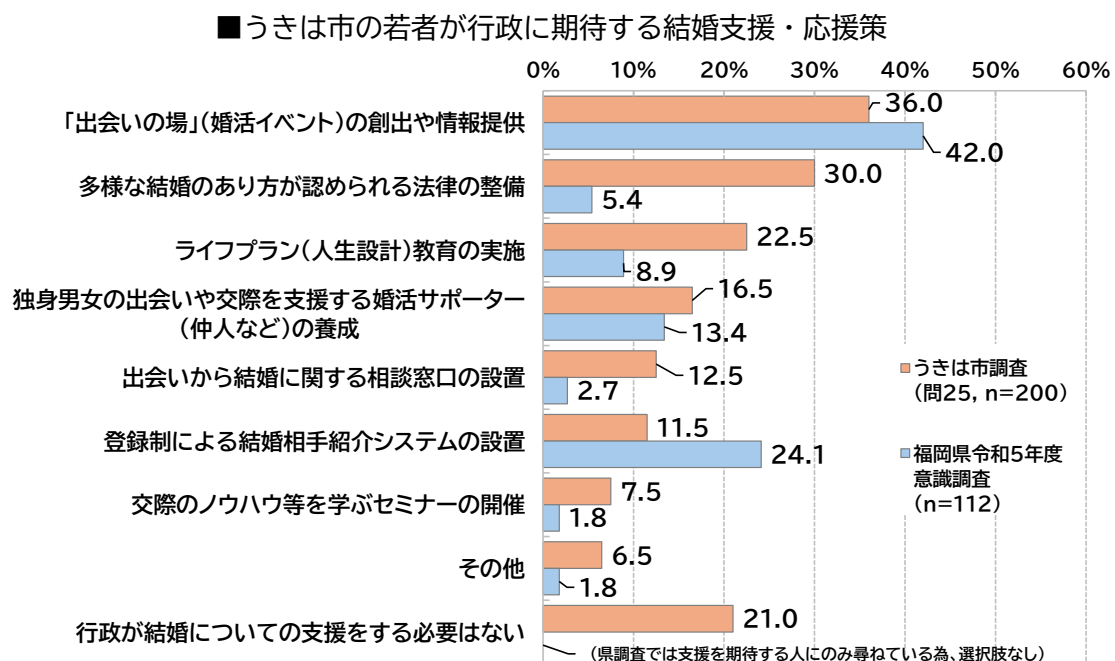
■うきは市の若者が居場所として感じている割合（若者調査, 問14, n=200）



3) 行政に実施してほしい結婚支援・応援策

○結婚したいと思う人への結婚支援・応援策について、『出会いの場』（婚活イベント）の創出や情報提供を選んだ人の割合が36.0%と最も高くなっています。次いで「多様な結婚のあり方が認められる法律の整備（30.0%）」、「ライフプラン（人生設計）教育の実施（22.5%）」と続いています。

○福岡県令和5年度調査と比べて、うきは市の若者の方が選んだ割合が高くなってる上位2項目は「多様な結婚のあり方が認められる法律の整備（福岡県令和5年度調査は5.4%で、差が24.6ポイント）」、「ライフプラン教育の実施（福岡県令和5年度調査は8.9%で、差が13.6ポイント）」の順となっています。



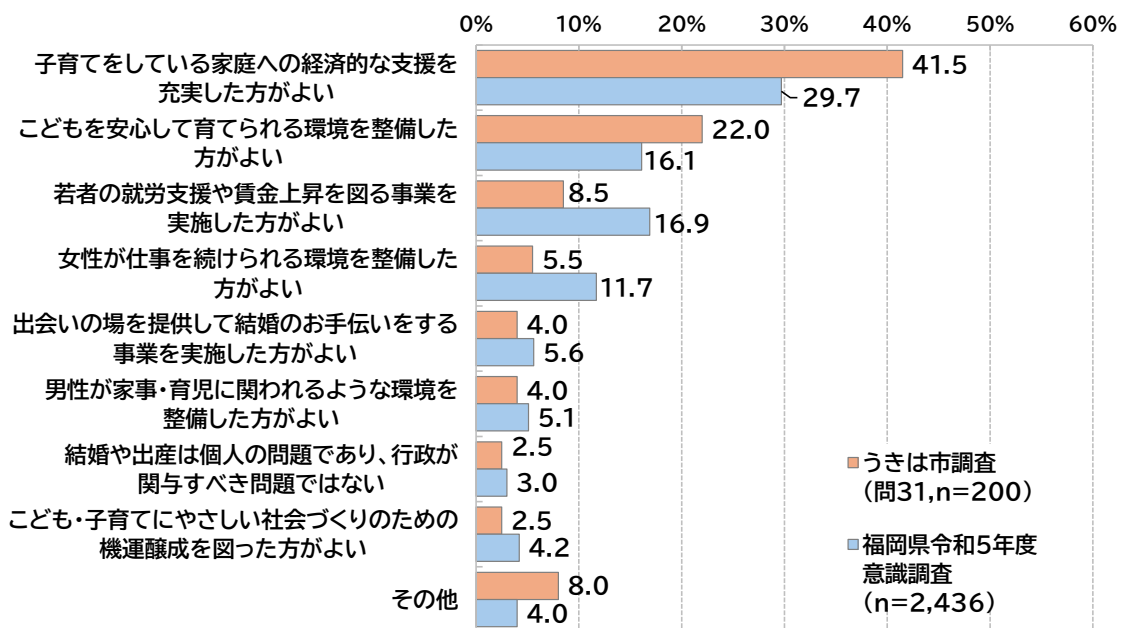
4) 少子化対策として必要だと思う施策

○少子化対策として必要だと思う施策について回答者の考えにもっとも近いものとして、「子育てをしている家庭への経済的な支援を充実した方がよい」が41.5%で最も選ばれています。次いで「こどもを安心して育てられる環境を整備した方がよい（22.0%）」となっています。

○福岡県令和5年度意識調査と比べて差が大きい上位2項目をみると、「子育てをしている家庭への経済的な支援を充実した方がよい」はうきは市の若者の方が選んでおり（うきは市調査が41.5%、福岡県令和5年度意識調査が29.7%）、次いで「若者の就労支援や賃金上昇を図る事業を実施した方がよい」は福岡県全体の若者の方が選んでいます（うきは市調査が8.5%、福岡県令和5年度意識調査が16.9%）。

第2章 うきは市の子ども・若者・子育てを取り巻く現状

■うきは市の若者が少子化対策として必要だと思う施策

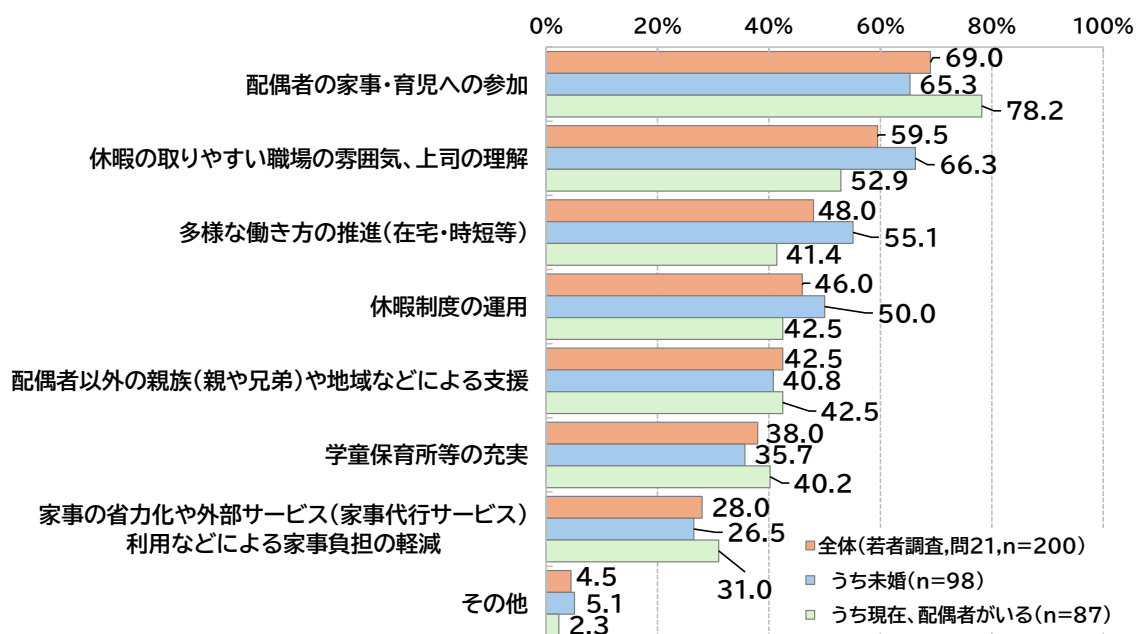


5) 仕事と家庭を両立させるために必要だと思うこと

○仕事と家庭を両立させるために必要だと思うことについて、「配偶者の家事・育児への参加」を選ぶ若者の割合が69.0%と最も高くなっています。次いで「休暇の取りやすい職場の雰囲気、上司の理解 (59.5%)」、「多様な働き方の推進 (48.0%)」と続いています。

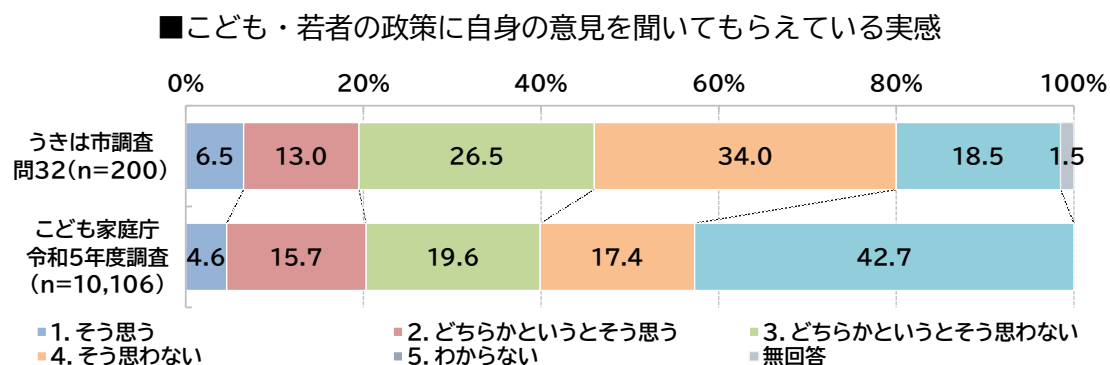
○未婚者と既婚者（現在、配偶者がいる）を比較すると、未婚者は「休暇の取りやすい職場の雰囲気、上司の理解」と「多様な働き方の推進」等を選ぶ割合が高くなっています。

■うきは市の若者が仕事と家庭を両立させるために必要だと思うこと



6) こども・若者の政策に関して自身の意見が聴いてもらえている実感

○「こども・若者の政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思っている若者の割合は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて 19.5%となっています。これは、こども大綱が示す目標値 70.0%を大きく下回っていますが、こども家庭庁令和5年度調査での現状値 20.3%と同程度の割合になっています。



第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

④保護者・こども・若者への支援に関する施策ニーズ

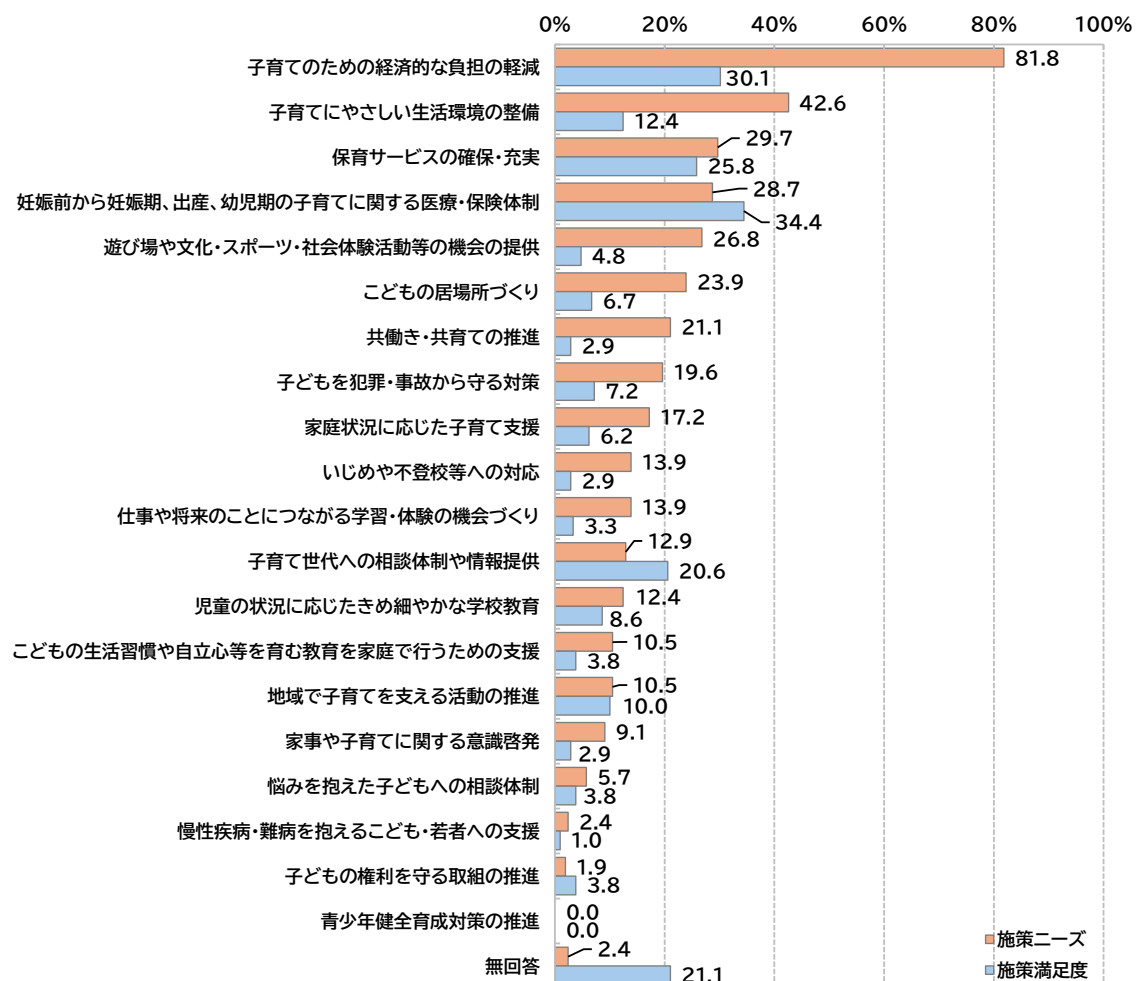
○保護者・こども・若者が更に力を入れてほしいと考える割合を、各施策ニーズを示す指標として取り上げ、その傾向は以下のようになっています。

1)就学前児童の保護者

○「保護者・こども・若者への支援に関する施策」として、就学前児童の保護者が更に力を入れてほしいと最も感じている項目は「子育てのための経済的負担軽減(81.8%)」です。次いで「子育てにやさしい生活環境の整備」が42.6%、「保育サービスの確保・充実」が29.7%、「妊娠前から幼児期の子育てに関する医療・保険体制」が28.7%、「遊び場や文化・スポーツ・社会体験活動等の機会の提供」が26.8%と続いています。

○施策ニーズの方が施策満足度より大きい上位5項目は、順に「子育てのための経済的な負担の軽減(差が51.7ポイント)」、「子育てにやさしい生活環境の整備(差が30.2ポイント)」、「遊び場や文化・スポーツ・社会体験活動等の機会の提供(差が22.0ポイント)」、「共働き・共育での推進(差が18.2ポイント)」、「こどもの居場所(差が17.2ポイント)」です。

■就学前児童の保護者における施策ニーズと施策満足度(就学前児童の保護者調査 問47)

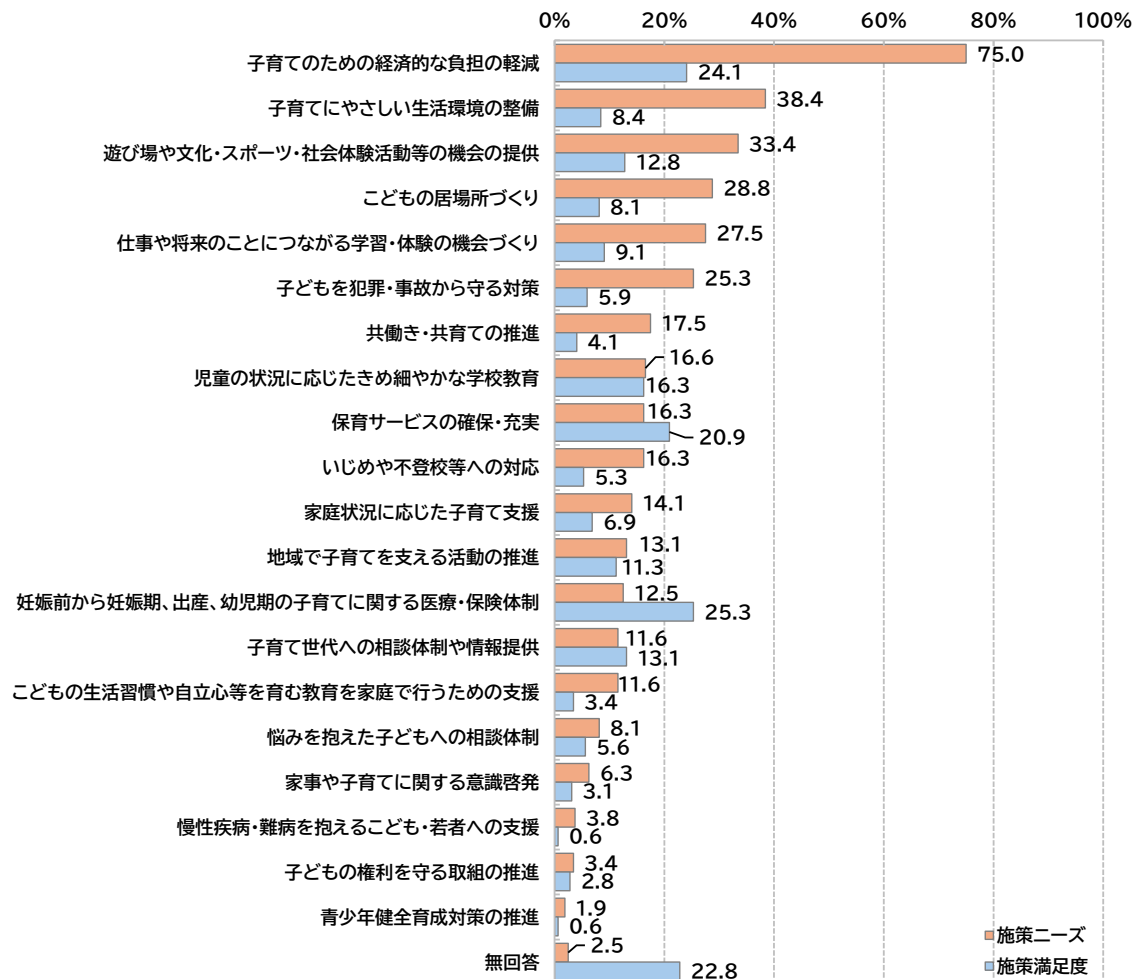


2)小学生・中学生の保護者

○「保護者・こども・若者への支援に関する施策」として、小学生・中学生の保護者が更に力を入れてほしいと最も感じている項目は「子育てのための経済的負担軽減(75.0%)」です。次いで「子育てにやさしい生活環境の整備」が38.4%、「遊び場や文化・スポーツ・社会体験活動等の機会の提供」が33.4%、「こどもの居場所づくり」が28.8%、「仕事や将来のことにつながる学習・体験の機会づくり」が27.5%と続いています。

○施策ニーズの方が施策満足度より大きい上位5項目は、順に「子育てのための経済的な負担の軽減(差が50.9ポイント)」、「子育てにやさしい生活環境の整備(差が30.0ポイント)」、「遊び場や文化・スポーツ・社会体験活動等の機会の提供(差が20.6ポイント)」、「こどもの居場所づくり(差が20.6ポイント)」、「子どもを犯罪・事故から守る対策(差が19.4ポイント)」です。

■小・中学生の保護者における施策ニーズと施策満足度(小・中学生の保護者調査 問48)



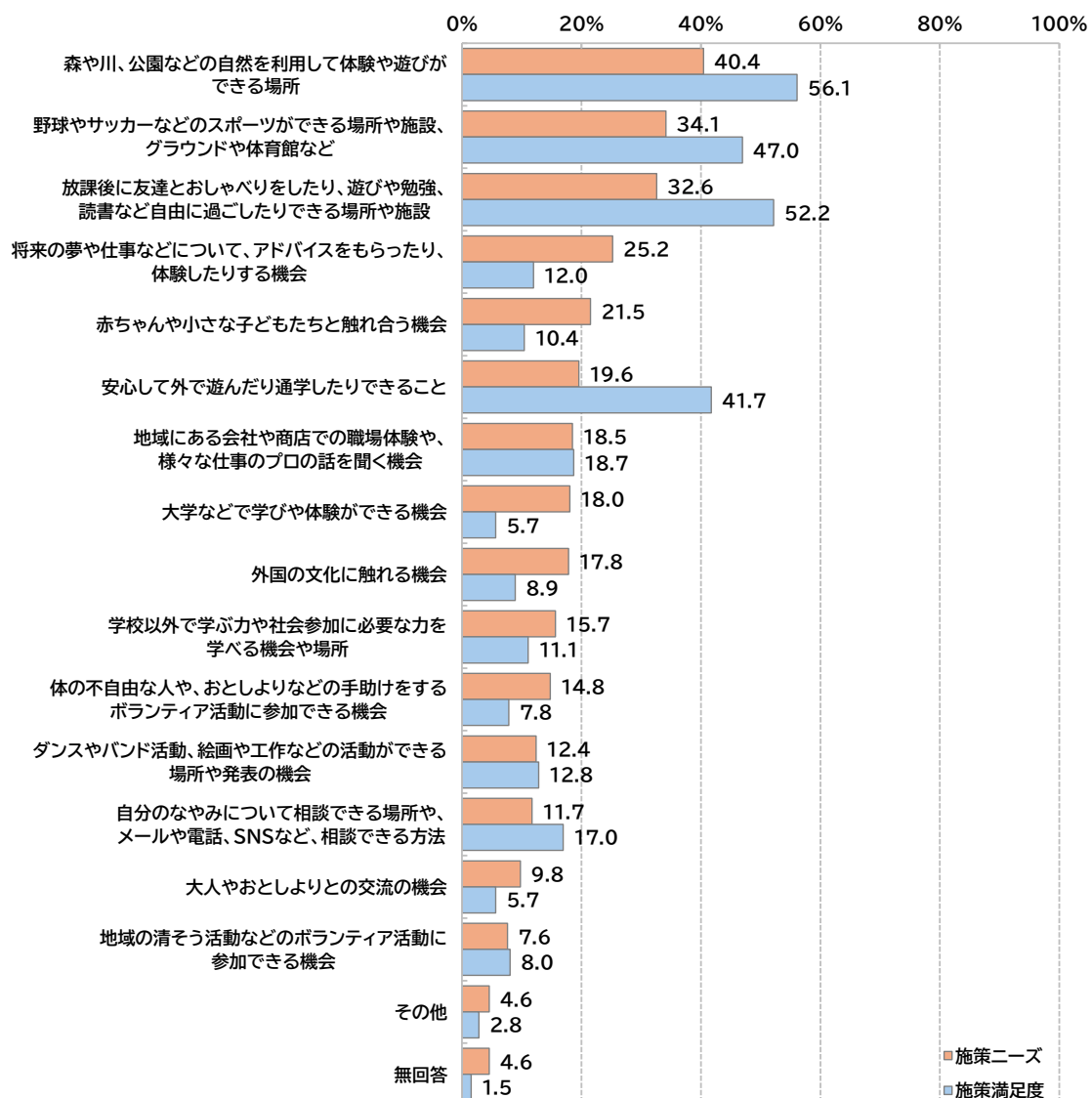
第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

3) 小学5年生、中学2年生

○こどもがうきは市の大人にもっと力を入れてほしいと最も感じている項目は、「森や川、公園などの自然を利用して体験や遊びができる場所（40.4%）」です。次いで「野球やサッカーなどのスポーツができる場所や施設、グラウンドや体育館など」が34.1%、「放課後に友達とおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごしたりできる場所や施設」が32.6%、「将来の夢や仕事などについて、アドバイスをもらったり、体験したりする機会」が25.2%、「赤ちゃんや小さな子どもたちと触れ合う機会」が21.5%と続いています。

○多くの項目で施策満足度の方が、施策ニーズより高くなっています。一方、施策ニーズの方が施策満足度よりも高い項目は、「将来の夢や仕事などについて、アドバイスをもらったり、体験したりする機会（施策満足度12.0%、施策ニーズ25.2%）」、「赤ちゃんや小さな子どもたちと触れ合う機会（施策満足度10.4%、施策ニーズ21.5%）」、「大学などで学びや体験ができる機会（施策満足度5.7%、施策ニーズ18.0%）」などです。

■ 小学5年生・中学2年生における施策ニーズと施策満足度(こども調査 問45-46)

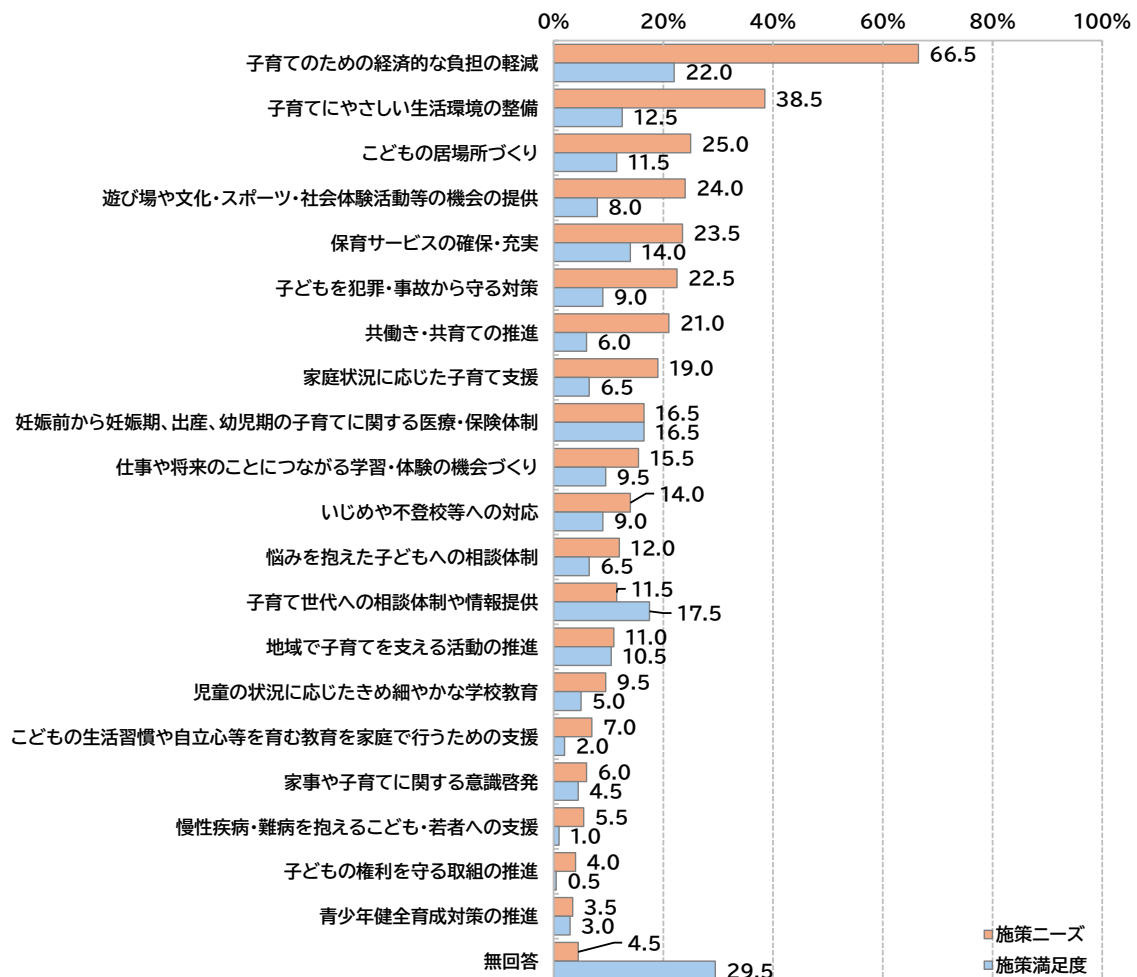


4)若者

○「保護者・こども・若者への支援に関する施策」として、若者が更に力を入れてほしいと最も感じている項目は「子育てのための経済的負担軽減（66.5%）」です。次いで「子育てにやさしい生活環境の整備」が38.5%、「こどもの居場所づくり」が25.0%、「遊び場や文化・スポーツ・社会体験活動等の機会の提供」が24.0%、「保育サービスの確保・充実」が23.5%と続いています。

○施策ニーズの方が施策満足度より大きい上位5項目は、順に「子育てのための経済的な負担の軽減（差が44.5ポイント）」、「子育てにやさしい生活環境の整備（差が26.0ポイント）」、「遊び場や文化・スポーツ・社会体験活動等の機会の提供（差が16.0ポイント）」、「共働き・共育での推進（差が15.0ポイント）」、「こどもの居場所づくり（差が13.5ポイント）」です。

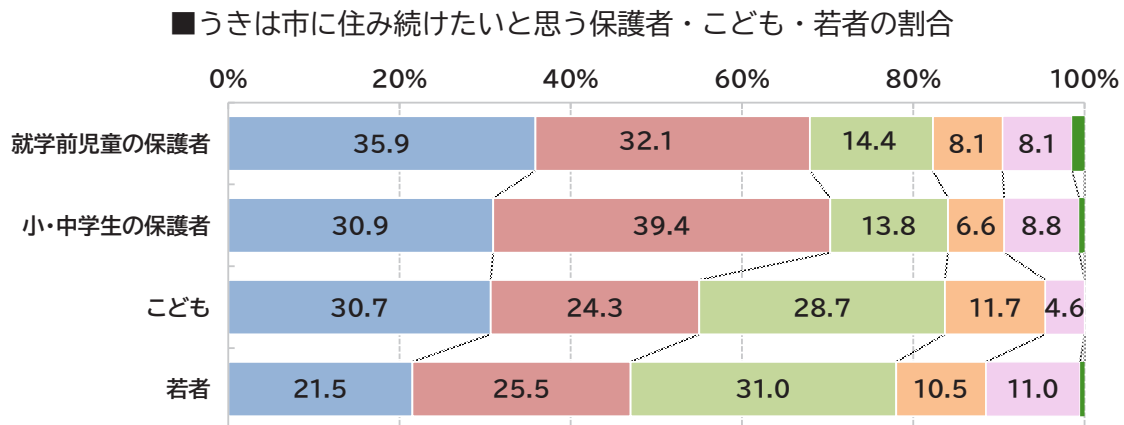
■若者における施策ニーズと施策満足度(若者調査 問36)



第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

⑤うきは市に住み続けたいと思う人の割合

- 「あなたはうきは市に住み続けたいと思いますか」という設問に対して、「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた人の割合は、就学前児童の保護者が 68.0%、小中学生の保護者が 70.3%、こども（小学5年生と中学2年生）が 55.0%、若者が 47.0%となっています。
- こどもと若者で最も大きな違いは「そう思う」とした人の割合であり、こどもが 30.7%、若者が 21.5%で、若者の割合のほうが9.2ポイント、低くなっています。



■そう思う ■どちらかというと思う ■どちらかというと思わない ■そう思わない ■わからない ■無回答

就学前児童の保護者(問43,n=209)、小・中学生の保護者(問44,n=320)、こども(問40,n=460)、若者(問34,n=200)

(2) ワークショップ結果の概要

①実施の目的

○こども基本法は、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何がもっともよいことを優先して考慮されることを基本理念としています。そして、国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価に当たり、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。

○このような中、自分の意見を上手く表現しきれなかったり、大人の期待をくみ取った形式的な意見を言うなど、上手く意見を聞き出せない場合があります。またこども自身の好みや特性に応じて、方法を自ら選択できるように準備することも重要です。

○そのような課題に対応して、今回のこどもワークショップ「みらいトーク」では、遊びのような雰囲気の中で、こども自身の考え（大切なこと・不安に感じていること・自分で決めたいこと等）を表現できる場や仕掛けをデザインし、こどもから教えてもらうという姿勢で意見を聞く取組を実施しました。

②実施概要

○令和6年9月に、「みらいトーク」と題して小中高校生 33 名を対象に実施しました。

○3～4名程度のグループになって、トークテーマを書いた大きなサイコロを振り、出たテーマについて、ファシリテーターが意見を促し傾聴しながら、みんなで話をしました。

■サイコロのトークテーマ

- ・「遊ぶ場所」と聞いて思いうかぶところ
- ・思い出に残っている体験
- ・困ったり、不安になったとき誰に相談したい？
- ・学校や習い事で学びたいことは？
- ・より良い学校生活を送るために改善したいこと
- ・大人たちに伝えたいこと、知ってほしいこと
- ・10年後、自分はなにしてる？



■実施中の様子



③ワークショップでの意見の傾向

1) 「遊ぶ場所」と聞いて思いうかぶところ

○普段よく遊んでいる場所として、年齢問わず聞かれたのは「自分の家や友だちの家」で、ゲームや工作をしたり、動画を見たり、メイクをして遊んでいるとの意見が多かったです。

○その他、市内では「公園」「るり色ふるさと館」「近所のお寺や神社」「スーパー」「カラオケ」などがあげられ、公園の遊具を修理してほしい、空き家を公園やお化け屋敷にして遊べる場所を増やしてほしい、浮羽町にもるり色ふるさと館のような施設が欲しいといった意見が寄せられました。

○市外では、「久留米や筑紫野」「天神や博多」に遊びに行き、商業施設で買い物をしたり、駅周辺をブラブラしているだけでも楽しい、といった意見があげられました。うきは市内にも、大きなお店（商業施設）や、友達と行けるようなカフェや飲食店があるといい、本屋さんやゲームセンターが欲しい、といった意見が寄せられました。

2) 思い出に残っている体験

○学校での体験や生涯学習を通した体験、家族との体験など様々な体験があげられました。非日常的な体験の記憶が強く残っているようで、具体的には、うきはアクティブラボや家族とのお出かけで市外や県外に遊びに行ったり、避難訓練で地震体験をしたことなどの体験、また誕生日を家族や友だちと過ごした思い出を聞かせてもらいました。

○今後体験してみたいこととしては、海外留学をして、違う言語や文化などを体験してみたい、うきはの山をアスレチックにして遊ぶ体験をしたいといった意見が寄せられました。

3) 困ったり、不安になったとき誰に相談したい？

○相談の内容によって相談したい人が変わるという前提がありつつも、話しやすいのは「友だちやきょうだい（同年代の人）」という意見が多くあげられました。友だちは、同じ悩みを持っていることも多く共感してくれるので、気持ちが楽になるとのことでした。

○一方で「親や家族」は、近すぎて相談しにくい、正しいことしか言ってくれずほしい意見と違うことがある、否定的なことから入ってほしくない、といった意見もありました。「学校の先生」も、正しい人というイメージ、自分の評価につながるかもしれない、余計な時間を取らせてしまう、などの理由から相談しにくく、塾の方が生徒の人数も少ないので話しかけやすいといった意見がありました。

○また将来の進路のことなどは、志望校に通っている先輩に相談してみたい、という意見もありました。

4) 学校や習い事で学びたいこと

○現在興味・関心があることでは、「プログラミング」や「うきはの歴史」について学びたいという声が聞かれました。「プログラミング」は以前授業やクラブ活動でおこなったことがあり、もう一度やりたい、ゲームをつくれるようになりたい、といった意見が聞かれました。「うきはの歴史」については、珍敷塚古墳があるので教科書でほかの地域の歴史を学ぶのもいいけど直接行って勉強した方が楽しい、白壁通りについても五庄屋の話以外にもも

っと知りたいといった意見がありました。

○また、社会に出るための準備として、社会人として知っておいたほうが良い礼儀やマナー、メイク、お金の使い方、税金についてなど知りたいといった意見がありました。中でもメイクについては、学校では禁止されているのに社会人になったら急に求められる、今は男子でもメイクをする時代なので、男女関係なく知りたいことであるという意見がありました。

○職業選択をするために、様々な職業について、仕事内容や年収、生活の様子、その後のキャリアなどを知りたい、社会人として最低限知っておくべきパソコンスキルなども教えてほしいといった意見もありました。

○さらに、いまの大人たちが、学生の頃何を学んでいたらよかったと思っているのか知りたい、今受けている授業が将来どんなところで役に立つのか知りたい、といった意見もありました。

5) より良い学校生活を送るために改善したいこと

○学校の設備に関することでは、体育館にエアコンを設置してほしいという意見が特に多く聞かれました。その他にはWi-Fiがあつたらいい、洋式トイレを増やしてほしい、ウサギ小屋を作り変えてほしい、スクールバスが欲しいといった意見がありました。

○校則に関しても多くの意見があり、下校時は制服でないといけない、他のクラスに入ってはいけない、メイクをしてはいけないなど、禁止されている理由がよく分からない校則が多いといった意見がありました。

○一方で、何か問題が起きた時にクラスで話し合っ改善できたことがある、生徒総会で自分たちの意見を伝えて改善されたことがあるなどの意見もあり、大人に任せるのではなく、自分たちの学校生活を自分たちの手で改善させていきたいという思いも感じることができました。

6) 大人たちに伝えたいこと、知ってほしいこと

○通学路が雑草だらけで危ない、街灯がなく夜は暗くて怖い、といった意見があり、通学路の整備についての意見があがりました。

○こどもとのコミュニケーションやこどもに対する考え方についても指摘があり、怒るとき、必要以上に大きな声を出さないでほしい、上から目線で強く怒るのではなく「次はこうしようね」と話してほしいといった意見がありました。また、刻々と変わっていくこの時代の中でこども・若者が考えていることや趣味、興味のあることなどに対して、「否定から入らないでほしい」「とても悲しい気持ちになる」「自分のことをうまく話せなくなる」「共感してもらわなくてもいいので、ただ、否定をせずにいてほしい」といった意見がありました。

7) 10年後、自分はなにしてる？

○将来の夢ややってみたいこと、具体的な暮らしのイメージなど様々な意見があがりました。学年が上がるほど、将来の暮らしへのイメージは具体化され、関東や海外などで働きたい、結婚したら親の近くで暮らしたいといった意見が上がりました。

第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

○10年後のうきは市については、この自然がたくさんある感じが好きなので現在と大きく変わらなくても良いという意見、白壁通りなどには、空き家を活用したおしゃれなお店もあり観光客も増えていて良いことだと思うといった意見がありました。一方で、伝統や文化を守りつつも新しい人や海外の文化など新しいことを取り入れながら、良いまちにしてほしいといった意見もありました。

8) こどもの意見を聞く取組への感想

○テーマを設けてこどもの意見を自由に聞く取組への感想では、とても楽しめた、普段は言えないようなことを言えた、自分の意見が市の支援につながるとよい、またこのような場で意見を聞いてほしい等、満足感があつたとする感想が聞かれました。また、同世代と一緒にグループで話すことで、他の人の意見を聞けてよかったとする意見もありました。

3 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画では、“あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち”を基本理念に各施策を実施してきました。家族の絆を大切に安心とゆとりを持ってこどもがすくすく育つ家庭環境と、ボランティアを含めた子育て支援のさまざまな活動を通じて、地域のふれあいの中でこどもがのびのびと健やかに育つまちの実現を目指しました。各施策の直近の実施状況をまとめると以下ようになります。

行動目標1 家庭・地域における子育ての支援

①子育て支援体制の充実

- 地域子育て支援センター（こども交流室・遊林ランド）では、こどもの年齢に応じた歌・手遊び・読み聞かせ・折紙等を通して、親子でふれあいながら安心して楽しく過ごせるよう専任保育士が常駐し、子育て相談対応や情報提供に努めています。令和5年度の利用者数（延べ）は、こども交流室が4,247人、遊林ランドが1,611人でした。
- 子育てガイドブックを作成し、子育て支援や教育・保育施設に関する情報提供に努めています。令和6年4月に「こども家庭センター（うきはあと）」を設置し、0歳から18歳までのこども・子育て世帯・妊産婦に対し、関係機関とともに支援を行っています。
- 地域子育て支援センターにて専任保育士が育児相談・情報提供を行い、令和5年度は1,052件の相談対応をおこないました。こども家庭センター（うきはあと）では、子育て相談、乳児家庭全戸訪問等を行っています。
- ホームページに子育て支援に関する情報を掲載し周知を行いました。また、うきは市子育てガイドブックを母子手帳の交付時や、保育所・幼稚園・小学校を通して配布したほか、市外から転入した子育て世帯にも配布し、情報提供を行いました。
- 子育て支援センターこども交流室主催のたんぼぼ交流室を開催しました。令和5年度の参加者は433人でした。
- 要保護児童対策地域協議会実務者会議やこども家庭センター連携会議を通して、関係機関との連絡および調整を図りながら、見守り支援や訪問等の対応に繋いでいます。

②幼児期の教育・保育サービスの充実

- 教育・保育サービスとして、通常保育、一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園の預かり保育といった事業を提供しています。今後も、これらの事業の質の向上を図るとともに、過不足なく事業を提供する必要があります。

③子どもの放課後の居場所づくりの充実

- 市内には8箇所の学童保育所があり、令和6年度は合計458人の児童が利用しています。今後は、各学童保育所の状況に応じた対応の実施を検討する必要があります。

第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

○市内事業所5店舗の協力を得た「いつでも図書館」などの取り組みを通して、本に親しむ機会を設けています。

④子育て世帯への経済的支援

○ホームページや子育てガイドブックに児童手当の制度に関する情報を掲載するとともに、母子手帳交付時の案内、出生届提出時の勧奨など、申請漏れがないよう周知に努めました。児童手当の額の基礎となる延べ児童数は、12,242人（令和6年6月時点）でした。

○児童の健全な育成支援を図り、健康増進に資することを目的に、医療費の一部助成を行っています。

○子育て支援センターにおいて、リサイクル品の収集を行うとともに、無料貸出を行っています。貸出品目としては、チャイルドシート、ジュニアシート、ベビーカー、ベビーベッド等となっており、令和5年度の利用実績は230件でした。

行動目標2 妊産婦や子どもの健康の確保

①妊娠・出産・育児に対する不安の解消

○母子の健康管理と適切な医療の確保のため、母子手帳交付時に、保健師・管理栄養士等による保健指導を実施しています。令和5年度の母子手帳交付件数は141件でした。

○保健師・管理栄養士・健康運動指導士等による妊婦及び胎児の健康管理を目的とした母親学級を開催しています。令和5年度の実施回数は、妊娠中期が年5回、妊娠後期が年6回、参加者は36人でした。

○妊婦健康診査事業として、福岡県、大分県、佐賀県の各医師会及び福岡県助産師会と委託契約を締結し、1人につき最大14回の公的補助を行っています。また、契約を行っていない都道府県における受診（里帰り出産）についても償還払いにより公的助成を行っています。さらに、若年妊婦やうつ傾向にある妊婦に対し、必要に応じ、助産師・保健師が訪問を行っています。

○乳児のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、保護者に子育てについての正しい知識を身につけてもらうとともに、虐待の防止、早期発見を図っています。令和5年度の訪問件数は、167件でした。

○令和4年度より保険適用になった不妊治療について、チラシの窓口設置や電話対応等を行っています。

○市内2か所の会場で保健師・助産師・管理栄養士による子育て相談を実施し、乳幼児を持つ保護者が気軽に相談でき、子育ての孤立を予防できるような体制づくりを行っています。令和5年度の相談件数は208件でした。

○毎月、10ヶ月児健診の際にブックスタートパックを配布するとともに、絵本の読み聞かせのアドバイスを行っています。

○令和5年度よりブックスタートのフォローアップ事業として1歳半の幼児を対象にセカン

ドブック配布事業を実施しています。

- 産科医療機関や助産所等にて、産後2週間・1か月の健診を行い、母子の健康状態、子の成長を確認しています。また、産後の母親の気持ち質問票を用いて、心身の不調を早期発見し、必要時には支援を行い「産後うつ」を予防しています。令和5年度の実績は、産後2週間が105人、産後1か月が136人でした。
- 妊娠安定期(およそ4～7か月)に、歯科医院で個別健診をおこなっています。母子健康手帳交付時に受診券を配布し受診を促し、早期に歯周疾患を発見する事で、安全・安心な出産を支援しています。令和5年度の実診者数は49人でした。
- 生後1年未満の母子を対象に、産科医療機関にて宿泊又は日帰りでゆっくりしてもらいながら、母子のケアや相談等をおこなっています。体調や育児に不安がある方、家族などの支援がない方が安心して子育てできるよう支援しています。令和5年度の利用者数(実数)は15人で、利用日数(延べ)は宿泊が18泊、日帰りが27日でした。
- こども家庭センターでは安心して子育てができるように、母子コーディネーター(助産師・保健師)を配置し、妊娠期から18歳になるまでのこどもとその家族を対象に不安や疑問などの相談に応じ、助言や支援、関係機関との連携をとりながら支援を行っています。令和5年度の相談件数は延べ549件でした。

②子どもや母親の健康づくり

- 母子保健法に基づく乳幼児健康診査を実施し、先天異常等の疾病や心身障がいの早期発見及び乳幼児の健康管理の支援・指導を行っています。また、未受診者対策として、電話・個別通知・訪問等及び保育園(所)との連携による受診勧奨により、令和5年度の実診率は98.0%でした。
- 4か月児を対象に毎月、離乳食教室を開催し、乳幼児期からの正しい食生活の指導を行っています。令和5年度の実参加者数は79人となっています。4か月児健診(148人)、7か月児健診(147人)、10か月児健診(160人)、12か月児健診(160人)において離乳食の指導及び試食の提供、1歳6か月児健診(168人)、3歳児健診(167人)において幼児食の指導を行いました。
- 農業体験や調理実習など様々な体験活動を通じて、こどもの健全な食生活の実現と心身の成長及び食に対する関心の高揚を図っています。令和5年度の実験教室参加者数は、マイ箸作り体験186人(8園実施)、ピザ作り体験194人(9園実施)、農業体験171人(8園実施)でした。
- 乳児家庭全戸訪問時に予防接種予診票綴りを配付し、予防接種の種類、受け方等の指導を行っています。また、任意の予防接種である季節性インフルエンザ接種費用の一部公費助成を行っています。＜生後6ヶ月～小学生：1回当たり3,000円(2回まで)、中学生：1回当たり3,000円(1回まで)＞。また、おたふくかぜ任意予防接種費用の全額助成も行っています。
- 1歳6か月から3歳までの間に、乳幼児健診において、計4回のフッ素塗布を実施し、虫歯罹患率の低下を図りました。令和5年度の実施者数は、1歳6ヶ月児(163人)、2歳児(未実施)、2歳6ヶ月児(未実施)、3歳児(164人)でした。

第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

- 1歳6か月児健診及び3歳児健診において、発達面で経過観察が必要なこどもや育児面で不安や心配のある親を対象に、保育士（専門機関より派遣）による療育指導教室を実施しました。令和5年度の参加実人員は4人でした。
- 聖マリア病院内に設置された久留米広域小児救急センターでは、夜間診療（毎日19時から23時まで）や電話相談を行っており、妊娠届時や乳児家庭全戸訪問時に周知しています。令和5年度のうきは市の受診者数は93人（全体の1.9%）でした。また、4か月健診時にこどもの事故防止や応急手当について指導しています。

行動目標3 子どもが健やかに成長する教育環境の整備

①信頼される学校づくり

- 各学校が特色を活かした教育課程を編成しています。児童生徒一人一台タブレット端末を活用した授業を実施し、ICT教育を推進しています。
- 自治協議会やPTAと連携し、地域の人材を活用した教育活動を進め、開かれた学校づくりを推進しています。
- 各学校において職場体験や宿泊研修などの体験活動を活かした道徳教育・キャリア教育を実施しています。
- 学校図書館司書で構成される司書部会に市立図書館職員も参加し、図書館の相互連携を図っています。市立図書館の蔵書を市内小・中学校に定期的に貸出配送することで、より多くの本に触れる機会をつくり読書に親しむ環境づくりを進めています。
- 全ての学校でいじめ防止基本方針を策定し、アンケートの実施や教育相談等により、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めています。
- 不登校・不登校傾向にある児童生徒に対し、家庭訪問や保護者との連絡を綿密に行っています。また、適応指導教室や教育相談員等が連携し対応しています。
- 県の事業を活用し、各小中学校へスクールカウンセラーを数時間派遣し、教員への研修や学校適応に困難がある児童生徒に対する支援を行っています。

②子どもの生きる力の育成

- 子ども会指導者講習会を開催していますが、相談はありませんでした。
- まなび舎うきは（市民大学）において、以下の事業を実施しました。令和5年度の参加者数は以下の通りです。
 - ・親子陶芸教室：計110人（こども60人、大人50人）
 - ・こどもクッキング教室：こども52人
 - ・おもしろサイエンス教室：こども106人
 - ・Active Lab(3セット事業)：鷹取登山 こども38名
壱岐島感動体験・子ども議会 こども41人
 - ・親子防災デイキャンプ教室：21人
 - ・親子ドローン体験教室：10組

③思春期保健対策の充実

○各学校で保健授業等において計画的に性教育や薬物乱用防止の学習を行っています。また、養護教諭やスクールカウンセラーによる教育相談体制をとっています。

行動目標4 安全で安心な子育てのまちづくり

①良好な住環境の整備

○安全安心の公園にするため、定期的な公園内の草刈、清掃の実施に努めています。ホタルの里広場及び吉井百年公園では指定管理者を選定し、当公園の充実を図りました。

○区や地域からの申請に基づき、可燃ごみ集積用カゴ、不法投棄防止及び犬のフン防止看板など、様々な物品・機器の貸し出しや相談対応を行いました。

②子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

○地域の防犯灯新設及びLED化促進のため、31件61箇所の補助を実施し、地域の防犯対策に寄与しました。また、防犯委員による週3回の防犯青色パトロールなどを実施し、安全・安心なまちづくりに貢献しています。また、例年10月に開催しているうきはの里安全・安心まちづくり市民大会を開催し、市民一人ひとりが犯罪や交通事故の抑止に取り組んでいく「安全安心まちづくり宣言」を採択しました。

○各学校において、PTAと連携しPTA予算の範囲内で「子ども110番の家」の新たな登録依頼等の取り組みを行っています。

③子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○通学路の合同点検や保護者等による交通指導による見守り活動等を行っています。また、通学路安全推進会議、行政区長の要望箇所をとりまとめ、交通安全施設工事を進めています。

行動目標5 家庭と仕事の両立支援

①「仕事と生活の調和」の実現

○市職員を対象にワーク・ライフ・バランス研修会を開催しました。令和6年度の参加者数は141人でした。

○男女共同参画週間に講演会を開催しました。令和6年度の参加者数は560人（男性85名、女性473名、不明2名）でした。また、広報誌に性の多様性についての記事などを「だんだんだより」として月に1回掲載しています。

○「パパママのためのリフレッシュフリータイム」を実施しました。参加希望者が増えてきたため、開催日を増やして月に2回ずつ同講座を実施予定にしています。

第2章 うきは市のこども・若者・子育てを取り巻く現状

行動目標6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

①児童虐待防止対策の充実

- 虐待や家庭児童相談について、広報紙（月1回）やホームページに掲載し周知に努めています。また、小学校が行う「子育てネットワーク会議」へ家庭児童相談員を派遣し連携を図りました。「保育所（園）・幼稚園・学校等向け子ども虐待対応の手引き」を作成し、虐待の早期発見・早期対応のための基盤整備に努めています。
- 家庭児童相談員2名を配置し、来所・電話・家庭訪問時に受けた相談に対して、その状況に応じた助言・指導等を行い支援に努めています。また、関係機関と連携し、こどもとその家庭を包括的に支援するよう努めています。（※子ども家庭総合支援拠点事業は、こども家庭センター内に継続）
- 児童虐待防止体制の充実を図るため、要保護児童対策地域協議会構成団体の連携により早期発見、早期対応に努めています。状況に応じて関係機関と個別ケース会議を実施し支援対応につなげています。
- 養育支援が必要と思われる家庭を助産師・保健師が訪問し、適切なサービスが受けられるよう指導・助言を行っています。令和5年度の訪問件数は32件でした。

②ひとり親家庭の自立支援の推進

- 18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母等に手当を支給しています（所得制限あり）。令和5年度は、児童扶養手当全部支給者：132人、児童扶養手当一部支給者：130人でした。制度については広報うきはや子育てガイドブックおよびホームページに掲載して周知を図りました。
- ひとり親家庭の支援事業として、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣します（令和5年度利用実績：0人）。子育てガイドブックおよびホームページに掲載し、周知に努めています。
- 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成しています（令和5年度利用実績：1人）。広報うきはや子育てガイドブックおよびホームページに掲載し、周知に努めています。
- 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため養成機関で1年以上のカリキュラムを修業している場合に生活資金を給付しています（令和5年度利用実績：4人）。広報うきはや子育てガイドブックおよびホームページに掲載し、周知に努めています。
- ひとり親家庭の母、父またはその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し受講した対策講座の受講料を助成します（令和5年度利用実績：0人）。広報うきはや子育てガイドブックおよびホームページに掲載し、周知に努めています。
- ひとり親家庭の経済的自立や生活意欲の助長、そのこどもの福祉の増進をはかるため各種資金貸付を行っています（令和5年度実績：0件）。
- 母子家庭や父子家庭の医療費の助成を行っています。

③障がい者施策の充実

- 療育相談、療育指導、各種専門療法、リハビリテーションなどのサービスが身近に利用できるよう、療育体制の整備・充実を図っています。専門員による就労と障がい児に関する相談、臨床心理士、心理相談員によるすくすく発達相談、保育士による療育指導教室など、療育に関する相談も行っています。
- 保育園・認定こども園・幼稚園を専門家が定期的に巡回訪問し、受け入れ体制の強化を図っています。
- 特別な教育支援を必要とする児童生徒には、個別の教育支援計画、指導計画を作成し、一人ひとりに応じた教育が受けられるように努めています。
- 年に4回、専門員が保育所等を巡回訪問し、課題を抱える児童の支援及び保育士の質の向上を図っています。
- 1歳6か月・3歳児健診時や月1回のすくすく発達相談時に、言葉や発達などに心配のある母子に対し、臨床心理士、心理相談員による相談を行い、関わり方など適切な指導を行いました。また、必要に応じて療育指導教室や専門機関等へつなぎ支援をしました。令和5年度の利用実績は、1歳6か月健診11人、3歳児健診15人、すくすく発達相談26人でした。
- 放課後等デイサービス事業所の令和5年度の利用者数は延べ792名、実人数65人でした。必要に応じ、支援へつなげることができました。
- 特別児童扶養手当を支給しています（令和5年度実績：67人）。

4 うきは市の今後の課題

(1) 更に進行する少子化への対応

- 将来推計人口では令和6～11年において、総人口の減少率が6.8%であるのに対して、年少人口（0～14歳）は17.7%減少する見込みです。今後も更なる少子化の傾向が続いていく見込みです。
- うきは市では、令和5年の出生数148人、出生率（人口千人当たり）は5.4%となっています。令和元年と比べて出生数・出生率ともに減少しており、出生率は全国・福岡県と比べて低い水準にあります。
- アンケート調査結果では、若者や子育て当事者から少子化対策や施策へのニーズとして、子育てのための経済的な支援や子育て環境の充実が求められています。また若者からの結婚支援に必要なこととして、出会いの場や多様な結婚の支援、ライフプラン教育などが求められています。
- 今後、少子化の進行に歯止めをかけるためにも、引き続き、こどもを産み、育てやすい環境づくりや、結婚・妊娠・出産・子育てに関するニーズに対応した切れ目のない支援の充実が求められます。

(2) ひとり親世帯の増加

- 本市のひとり親世帯は、平成22年の1,002世帯から令和2年には1,084世帯となっており、10年間で約82世帯増加しています。
- 今後もひとり親世帯が抱える幅広い問題に対処するために、経済的支援だけでなく、相談支援等の充実も図っていく必要があります。

(3) 仕事と家庭の両立支援

- こどものいる世帯での共働きは、全国的にも一般的なものとなっており、保育ニーズの増加要因となるため、利用実績や今後の人口推計をもとに、過不足なく事業を提供できるように、適切に量を見込む必要があります。
- アンケート調査結果では、若者からの仕事と家庭を両立するために必要なこととして、配偶者の家事・育児参加の促進や、休暇が取りやすく多様な働き方をしやすい職場づくり等が求められています。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、性差による役割意識の解消や、男女がともに働きながら子育てがしやすい環境づくりを推進していく必要があります。

(4) 各種子育て支援の広報・啓発

- 地域子育て支援拠点事業の利用率は平成30年調査の16.2%から、令和6年調査では19.1%とやや向上していますが、以前低い水準にとどまっています。利用希望者は平成30年調査の28.6%から、令和6年調査では34.5%とニーズにも増加がみられます。
- 今後も利用促進に向けた広報・啓発や、利用希望者が使いやすいようなサービスの改善等

が求められます。

(5) 遊び場・居場所づくりや、将来に向けた社会体験・活躍の機会の充実

- 未就学児や小中学生の保護者へのアンケート調査結果では、更に力をいれてほしい施策として、遊び場や文化・スポーツ・社会体験活動等の機会、こどもの居場所づくりについてのニーズが高く、また、現在の施策への満足度よりもニーズが上回っており、その差が大きくなっています。
- 小中学生へのアンケート調査では、自然体験や遊びができる場所、スポーツができる場所、放課後に自由に過ごせる場所や施設が、力を入れてほしい施策の上位3項目としてあがり、遊び場や居場所へのニーズが高い状況です。
- また、小中学生へのアンケート調査では、将来の夢や仕事、小さなこどもとの触れ合い、大学などでの学びといった、社会体験へのニーズも比較的高くなっています。ワークショップでも、職業の具体的なことや職業体験、社会人としての知識や態度といった、大人になるための学びや体験へのニーズがあげられていました。
- こども大綱においても、多様な遊びや体験、活躍できる機会は、将来につながるスキルや情動、社会性を育み、生涯にわたる幸せや活躍につながるものと重要視されています。年齢や発達に応じた遊びや体験が、地域や成育環境によって差が生じないように、様々な場面で提供されるよう充実していく必要があります。

(6) ライフステージに応じた切れ目のない情報提供体制・相談体制の充実

- 保護者へのアンケート調査では、教育やしつけに関する保護者の悩みや不安として、こどもの基本的な生活習慣や態度、しつけ、教育への不安が上位にあげられています。加えて、小・中学生の保護者ではこどもの進学・受験・就職への不安があげられています。また、こどもの世話や看病のことで頼れる人として、保護者の9割以上が家族・親族をあげており、全国調査よりも高い水準にあります。一方で、その他に頼れる人が少ない状況もみられます。
- こどもへのアンケート調査では、悩みごととして将来のことや友達、成績や進学のことを上位にあげられています。加えて中学生では成績や進学のことを最も多くあげられています。また、悩みの相談先として、小学5年生では両親や学校の先生、中学2年生では、両親や友人が上位にあげられています。電話・メールでの相談窓口やスクールカウンセラーをあげる人は少ない状況にあります。
- 若者へのアンケート調査では、社会生活・日常生活を円滑に送れないことがあった（現在ある）人は55.5%であり、全国よりも高い水準です。相談先では、母親や友人、きょうだい等をあげる人が多く、カウンセラーや専門機関等をあげる人は少ない状況にあります。
- 成長やライフステージ、生活環境に応じて、さまざまな悩みが生じているなかで、まずは身近な場面で相談できる関係性をつくることが重要です。市内にはさまざまな相談窓口を設置して、相談に対応していますが、今後情報提供や相談支援に関する広報・啓発や、それぞれの身近な場所や機会でも気軽に相談できる体制を強化するなど、状況に応じた相談体制づくりが求められています。

(7) こども・若者の権利の尊重と対話に基づく施策の推進

- こども大綱におけるこども施策に関する基本的な方針では、こども・若者の権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ることや、こどもや若者、子育て当事者が意見を言える機会をつくり、意見をこども施策に反映させるよう努めることを示しています。
- 保護者へのアンケートでは、こどもの権利に対して、就学前児童の保護者の77.5%、小・中学生の保護者の79.7%が肯定的な考えを持っており、全国調査よりも約2割高い水準にあります。
- こどもへのアンケートでは、市の制度や政策へのこどもの意見反映について、現在意見を聞いてもらえていると思うこどもは、小学5年生で46.8%、中学2年生が40.2%となっています。一方、意見を伝えたいと思うこどもは、小学5年生で26.4%、中学2年生が19.5%となっています。
- こども・若者の権利と対話を重視して、安全に安心して意見を言える場づくりや、こども施策に反映するための機会の充実が求められています。

第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念と行動目標

(1) こども基本法・こども大綱の基本理念等

〇うきは市こども計画は、こども基本法・こども大綱に基づき策定することから、それらの基本理念等をうけ、検討していく必要があります。

■こども基本法の示す基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

■こども大綱のこども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) うきは市こども計画における基本理念・行動目標

○第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画は、国が示す次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の基本理念に基づいて策定しました。そこにおける基本理念は、うきは市の将来像を示すものとして普遍的に変わりがないものです。

○一方、国の基本理念等においては、新たに加わった視点として、こどもの権利や成長に応じた体験や機会が保障されることや、こどもに加え若者も対象となりライフステージを通じた切れ目ない支援が求められていること等があげられています。

○本計画においては、これまでの総合的な子ども・子育て支援の基本的な考え方を引き継ぎ、新たな視点を取り入れて、以下の基本理念・行動目標をもとに、施策を推進します。

《基本理念》

あたたかい家庭と地域のふれあいの中でこども・若者の権利と機会が保障され、こども・若者が健やかに育つまち

家庭や地域は次代を担うこども・若者の成長基盤です。この計画は、家族の絆が大切にされ、安心とゆとりを持って、こどもがすすく育つ家庭環境と、ボランティアを含めた子育て支援や遊び、教育、仕事などのさまざまな活動や体験を通じて、地域のふれあいの中で、こども・若者が権利の主体として社会に参画し、こどもがのびのびと健やかに育つまちの実現をその基本理念とします。

《行動目標》

- 行動目標1 家庭・地域における子育ての支援
- 行動目標2 妊産婦やこどもの健康の確保
- 行動目標3 こどもが健やかに成長する教育環境の整備
- 行動目標4 安全で安心な子育てのまちづくり
- 行動目標5 家庭と仕事の両立支援
- 行動目標6 援助を必要とするこどもや家庭への支援
- 行動目標7 全てのこども・若者が持つ権利の保障



2 家庭・地域・事業者・行政の役割

本計画の基本理念を実現するためには、家庭、地域、事業者、行政など社会のあらゆる分野の構成員が、すべてのこどもが健やかに成長できる社会を目指すという目的を共有し、こどもの育ちやこども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 家庭の役割

- 保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭がこどもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。
- このことを踏まえ、こどもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともにこどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう、男女が協力して子育てを進めることが大切です。

(2) 地域の役割

- こどもは地域との関わりの中で社会性を身につけ成長していきます。そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべてのこどもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。
- また、こどもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、こども・若者が安心して過ごせる居場所を持てるようにするため、地域で活動しているさまざまな団体が行政や市民と連携し、互いに補いながらこどもの健全な成長を支援することが重要です。暴力、犯罪、事故等からこどもを守るため、安全で安心な地域づくりを進めていくことも必要です。

(3) 事業者の役割

- 働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、子育てしながらでも働きやすい職場環境をつくることが大切です。また、地域社会の一員として、子育て支援に関する活動に積極的に協力するなど社会的な貢献が求められています。
- そのため、事業者・職場自体がこのような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

- 行政は、こどもや若者、子育て当事者の支援のため保健、医療、福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図るとともに、市民・団体等の関係者と相互に連携・協働して、総合的に施策の推進に努めることが必要です。
- また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていくことが必要です。

第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方

○施策の推進にあたっては、こどもや若者、子育て当事者が安心して意見を述べることができる場や機会をつくりながら、ともに進めていきます。

3 重点施策

(1) こどもの遊び場や居場所、体験・交流の機会の充実にに向けた取組の推進

- 遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。こどもの健やかな育成のためには、親子の交流やふれあい、また、遊びを通じたこども同士の交流、自然や社会とのふれあいなど豊かな体験を積み重ねることが欠かせません。
- こども・若者の育成環境に関わらず、安全で安心して過ごせる遊び場や居場所、様々な体験・交流の機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長することで、自分らしく社会生活を営むことができるようになります。
- そのため、こどもがいきいきと安心して遊べる場の整備や仲間づくり、また、さまざまな体験ができる機会と場の提供を、家庭、地域、行政が協働して進めていきます。

(2) 障がい児施策の充実

- 障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるためには、環境やライフステージに応じた公的な支援サービスの充実が必要です。その中で、将来の自立、社会への参加を希望できることや市民一人ひとりが障がいへの理解を深め、地域への参加や包摂（インクルージョン）を進めることが大切です。
- 障がいのあるこどもの健全な発達を支援するために、乳幼児期を含め早期からの療育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供します。併せて、本人や保護者に十分な情報提供を行い、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。
- また、自閉症スペクトラム、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障がいのあるこどもについては、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの特性に応じた適切な教育上必要な支援等のインクルーシブな教育に努め、こどもたちの可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加ができるための必要な力を培います。併せて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図ります。

(3) 児童虐待防止対策の充実

- こどもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものです。こどもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。また、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な子育てが困難になる経験や社会的背景がある場合があり、養育者自身の困難への理解や支援も重要です。
- 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関との連携により、相談窓口や支援体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。
- 母子保健や児童福祉を一体的に担うこども家庭センターをはじめとして、こどもに関する全般的な相談支援や健康診査、保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや保護者の状況を早期に把握するとともに、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていくことで、児童虐待の予防・防止を一体的に行っていきます。また、社会的養護を必要

第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方

とするこども・若者に対する支援や、ヤングケアラーへの支援についても、関係機関と連携を図り、早期発見・把握やこどもの意向に寄り添った支援を実施していきます。

○さらに近年、こどもの面前でのDVがこどもに精神的な恐怖感を与える心理的虐待事案や、DV被害者が自分の身を守るために、加害者の児童虐待をとめることが出来ずに事態が重篤化する事案がみられ、国では児童虐待防止対策とDV対策の連携強化を求めています。本市でも、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、学校、保育所（園）、幼稚園など関係機関と連携しながら、児童虐待防止対策とDV対策を推進していきます。

（４）ひとり親家庭の自立支援の推進

○ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活でさまざまな問題に直面しています。ひとり親家庭の自立した生活とこどもの健やかな成長を図るため、母子家庭等日常生活支援事業、保育所及び学童保育所の利用に際しての配慮など各種支援策を推進するとともに、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成等の養育支援、さらには就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援を推進します。

（５）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

○仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。また、家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てすることを職場が応援し、地域全体で支援する社会をつくるためには、共働き・共育てが重要です。

○仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組みます。また、企業等の民間団体に対しても、長時間労働の是正や働き方改革、男性の育児休業の取得促進といった取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していきます。

（６）情報提供・相談体制の充実に向けた取組の推進

○核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な人から子育てに関する助言や支援を得ることが難しい状況となっています。養育者が、経済的な不安や孤立感を感じたり、仕事との両立や過度な負担を抱くことなく、健康でゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

○こどもや保護者が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を自由に選択し、円滑に利用できるような情報提供体制・利用者支援体制の整備が求められます。また、不安や悩みを抱える保護者が家庭や地域の中で孤立することがないよう、相談による支援体制の充実を図ります。

○こどもや若者のライフステージに応じて生じる様々な課題に対して、適切な情報提供や相談支援ができるよう、様々な分野の関係機関・団体や、家庭や地域が連携して対応していきます。

4 取組方針

○行動目標を達成するために、以下の体系のとおり取組方針を定めます。

行動目標1 家庭・地域における子育ての支援	1. 子育て支援体制の充実 2. 幼児期の教育・保育サービスの充実 3. こどもの放課後の居場所づくりの充実 4. 子育て世帯への経済的支援等
行動目標2 妊産婦やこどもの健康の確保	1. 妊娠・出産・育児に対する不安の解消 2. こどもや母親の健康づくり
行動目標3 こどもが健やかに成長する 教育環境の整備	1. 信頼される学校づくり 2. こどもの生きる力の育成 3. 思春期保健対策の充実
行動目標4 安全で安心な子育てのまちづくり	1. 良好な住環境の充実 2. 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進 3. こどもを犯罪等の被害から守る活動の推進 4. こどもの交通安全を確保するための活動の推進
行動目標5 家庭と仕事の両立支援	1. 「仕事と生活の調和」の実現 2. 結婚に伴う新生活への支援
行動目標6 援助を必要とするこどもや家庭への支援	1. 児童虐待防止対策の充実 2. ひとり親家庭の自立支援の推進 3. 障がい者施策の充実 4. こどもの貧困対策の推進 5. 悩みや不安を抱えるこども・若者や家族への支援
行動目標7 全てのこども・若者が持つ権利の保障	1. こども・若者の権利への理解促進と意見表明機会の充実

行動目標1 家庭・地域における子育ての支援

1 子育て支援体制の充実

施策	内容
1 子育て支援センター事業	・親子で気軽に利用してもらえる場所、孤立した子育てにならないようこどもと保護者同士の交流の場や育児相談などの場を提供するほか、子育てサークルへの援助等を行い地域の子育て支援の充実を図ります。 ・また、育児講座等を開催して、こどもと親がふれあいコミュニケーションを図る大切さを啓発するほか、子育てに関する意識の向上につなげます。
2 利用者支援事業	・保護者が多様なサービスを円滑・適切に選択できるよう、こども家庭センターにおいて子育て支援に関する情報の集約と提供、関係機関との連絡調整を行います。 ・また、関係機関との連携等により、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援を行います。
3 相談体制の充実	・母子保健事業で行う相談事業や学習事業、子育て支援センターで行う子育て相談等、各種相談機能の充実と連携を図り、家庭におけるさまざまな育児不安や課題を抱える親子を支援します。
4 子育て支援情報の充実	・子育て支援情報に関する必要な情報を必要な人がいつでも入手できるよう、ホームページやSNS等を活用して周知します。子育てガイドブックやサービスプランを配布して、子育て支援情報の提供を行います。
5 地域関連団体への支援	・こども交流室の保育士による企画提案等を行い、地域において子育てを支援するほか子育てサークル等の活動を支援します。
6 ファミリーサポートセンター事業	・久留米広域連携中枢都市圏での取組として、ファミリーサポートセンター事業を支援していきます。乳幼児や児童の子育て中の人を会員として、預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動を支援します。
7 子育て支援ネットワークの推進	・要保護児童対策地域協議会実務者会議やこども家庭センター連携会議等を通じて、民生委員・児童委員、教育機関、保育機関、ボランティア、行政等による地域子育て支援ネットワークを構築します。
8 民生委員・児童委員による支援	・こどもや妊産婦を地域で見守り、適切なサービス利用を促進するため、主任児童委員及び民生委員・児童委員と連絡調整を行い、関係機関や専門職とも連携して支援策を検討します。

2 幼児期の教育・保育サービスの充実

施策	内容
1 通常保育事業	・保護者の申込みにより保育認定を行い、保育を実施します。こどもの社会性や創造力・表現力など感性を育むリトミック教育を推進します。
2 一時預かり事業	・保護者の急病や育児疲れ等に伴う一時的、緊急的な保育ニーズに応えるため、希望者が利用しやすいサービスの充実を図ります。
3 延長保育事業	・保護者の就労形態の多様化に対応し延長保育を実施します。希望者の利用しやすいサービスの充実を推進します。
4 休日保育事業	・保護者が日曜・祝日の就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応して休日保育事業を実施します。
5 病児保育事業	・久留米広域連携中枢都市圏事業での取組として病児保育事業を実施していくほか、回復期のこどもで、日中に家庭での保育が困難な場合に、看護師や保育士のいる保育室で、こどもを一時的に預かる事業についても検討します。
6 子育て短期支援事業	・保護者が病気や疲労、環境等の理由から、家庭での育児が一時的に難しい場合に養育や保護を行います。
7 子育て訪問支援事業	・虐待を未然に防ぐこと等を目的に、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することで家庭や養育環境を整えます。
8 認定こども園	・すべての子育て家庭に対して教育・保育サービスを提供できる施設です。地域の実情を勘案の上、普及促進を図ります。
9 幼稚園・認定こども園における預かり保育事業	・幼稚園・認定こども園における預かり保育の充実を図ります。
10 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	・現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。
11 ブックスタート事業	・絵本を介して親子のふれあいの時間を持ってもらうため、10ヵ月健診、1歳半健診の際に絵本をプレゼントして保護者に絵本の読み方等を説明します。
12 子育てペアレントトレーニング	・適切な養育を行うことが困難な保護者に対し、こどもとの信頼関係の深め方や適切な関わり方を学びます。
13 うきうきプレスクール事業	・親子の情緒的なやり取りを通し、健全な発達を促進するために、就学前のこどもと保護者のリトミック教室を開催します。
14 保育対策総合支援事業	・国や県の補助金等を活用して、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の働きやすい職場環境の整備や質の向上に努めます。

第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方

3 こどもの放課後の居場所づくりの充実

施策	内容
1 学童保育所運営事業	・保護者が就労等により放課後留守になる家庭の小学生児童を対象に、学童保育所を実施します。必要な施設の整備、体制づくりを推進します。 ・また、待機児童解消に向け、放課後児童クラブの受け皿確保を進めます。
2 こどもの多様な居場所づくり	・図書館やふり色ふるさと館をはじめとした公共施設で、こどもが居場所として過ごせるような環境づくりを進めます。 ・地域住民のボランティアや自治体が主体となり、こどもが一人で利用できる、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場である子ども食堂の運営に補助を行います。 ・また、子ども食堂の充実、周知を図ります。 ・福岡県の青少年アンビシャス運動と連携したこどもたちの居場所づくり等の活動を促進します。
3 読書活動の推進	・「おうち図書館」や市内事業所店舗における「“うきうき” UKIHA 街角ライブラリー」の取組を通して、こどもたちの読書環境を整備し、自宅や学校以外の場所であってもいつでも読書ができる「家読(うちどく)」を推進します。

4 子育て世帯への経済的支援等

施策	内容
1 児童手当	・家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当を支給します。 ・また、国の制度改正にあわせて、児童手当の支給を拡充します。
2 子ども医療費助成事業	・子育て世帯の経済的負担を軽減し、こどもたちが安心して必要な治療を受けられるように、医療費の助成を行います。 ・また、令和7年度より子ども医療費の無償化を18歳まで拡大します。
3 幼児教育・保育の無償化	・私立幼稚園に在園する園児の保護者の教育負担額の軽減を図るため、施設等利用の無償化を実施しています。
4 奨学金返還支援補助金	・うきは市に1年以上居住し、かつ1年以上同じ勤務先に勤務をしている30歳以下の人に対して、最大5年間の奨学金返還を行います。
5 子育て世帯等マイホーム取得支援補助金	・18歳以下の子がいる世帯または新婚3年以内の39歳以下の世帯を対象に、マイホーム取得の支援を行います。
6 見守りおむつの定期便事業	・生後2か月から満1歳の誕生月までの子育て世帯に見守り支援員（配達員）が紙おむつ等の育児用品を毎月無料でお届けしながら、赤ちゃんの保護者の見守りを行います。
7 子育て用品のリサイクル事業	・子育て支援センターこども交流室で、子育て用品のリサイクル情報の提供・貸出や、不要になった方から必要な方への子育て用品の橋渡しを行います。

行動目標2 妊産婦やこどもの健康の確保

1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

施策	内容
1 母子健康手帳の交付	・ 交付時に保健師等による保健指導を行い、妊娠・出産に関する情報提供や不安の軽減を図ります。
2 正しい知識の普及・啓発	・ 保健師・管理栄養士・理学療法士等による母親学級を開催し、妊婦自らが母体及び胎児の健康管理を行えるよう支援します。
3 妊婦健康診査事業	・ 妊婦の健康管理のため、妊婦の健康診査に対する補助を実施します。治療や安静が必要な妊婦の状況を把握し、訪問指導等を実施します。妊婦が産科を受診しやすいよう、里帰り出産への対応をはじめ、体制づくりを進めます。
4 乳児家庭全戸訪問事業	・ 乳児のいるすべての家庭を訪問して、子育てに関する情報の提供を行うほか、虐待の防止や早期発見を図りながら、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行います。
5 不妊治療への支援	・ 不妊治療が保険適用となったことを受けて、不妊治療や不妊に関する啓発や電話対応等による周知を行います。
6 子育て相談事業	・ 専門職による子育て相談を行うなど、気軽に相談できる体制充実や、健康や病気、サービスに関する情報提供、適切な指導・助言を行います。
7 産婦健康診査事業	・ 産後2週間・1か月に、母子に対して健診を行い、母子の健康状態、子の成長を確認します。心身の不調を早期に発見し、支援等を行います。
8 妊婦歯科健康診査事業	・ 安全、安心な出産を支援するために、妊娠中の母親に対して、歯科健診を実施します。
9 産後ケア事業	・ 生後1歳未満の母子を対象に、産科医療機関等にてケアや相談等を行います。日帰りと宿泊があり、育児不安への対応や育児疲れ、メンタルヘルスの向上に向けて支援します。
10 こども家庭センター	・ 令和6年4月より子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の機能を維持し、一体的にこども家庭支援を行う「こども家庭センター」を設置しました。 ・ 0歳～18歳までのこども・妊産婦・そのご家族が安全安心に生活できるよう心配ごとや困りごとに関して一体的な支援を行います。 ・ 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援がとぎれることなくできるよう、母子コーディネーター(助産師・保健師)を配置し、相談・助言・情報提供、支援プランの策定、関係機関との連携を図ります。

第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方

2 こどもや母親の健康づくり

施策	内容
1 乳幼児健康診査の充実	・先天異常などの疾病や心身障がいを早期に発見するとともに、未受診児の把握に努め適切な保健指導を行います。 ・また、未受診者への個別連絡・訪問や保育園(所)との連携による受診勧奨を実施します。
2 生活習慣病予防の推進	・乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。
3 食育の推進	・食物の生命と労働の価値を学ぶ「食・農教育」を進めます。 ・健康で安全な給食の確立と地産地消の拡大を進めます。
4 予防接種の推進	・感染症からこどもを守り安心して子育てをすることができるように、乳児家庭訪問時に予防接種の種類や受け方等の指導を行います。 ・また一部の任意予防接種の費用助成を行っていきます。
5 歯の健康づくりの充実	・1歳半から3歳までの乳幼児健診時にフッ素塗布を行うとともに、集団・個別指導を充実して虫歯罹患率の低下に努めます。
6 健診後フォローの充実	・発達等で経過観察の必要のあるこどもや、育児面で不安や心配のある親子を対象に、療育指導教室等の充実を図ります。 ・また、健診機会をいかして、悩みを抱える保護者等の早期発見、相談支援、児童虐待の予防促進を図ります。
7 こどもの病気に対する相談支援の充実	・久留米広域実施の小児救急センター及び電話相談体制について周知を図るとともに、こどもの病気やケガの対応方法の普及・啓発を進めます。 ・また、健診時にこどもの事故防止や応急手当について指導することで、小児救急への適正な理解促進を図ります。

行動目標3 こどもが健やかに成長する教育環境の整備

1 信頼される学校づくり

施策	内容
1 教育内容の充実	・創意工夫を活かした各学校の特色ある教育活動を進め、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育内容の充実に努めるとともに、児童生徒一人一台タブレット端末を活用した情報化に対応した ICT 教育を推進します。 ・インクルーシブ教育が求められる中、特別な支援を要する児童生徒に対して、個々のニーズに応じた教育支援を行います。
2 地域に開かれた学校づくりの推進	・地域の人材を活用した教育活動を進め、うきは市寺子屋事業など家庭や地域との連携協力による自主・自立的な学校運営を進めます。
3 豊かな心と社会性を育む教育の推進	・職場体験や宿泊研修などの体験活動を活かした道徳教育・キャリア教育を推進して、自らのライフデザインや、社会的・職業的自立に向けた基盤となる資質・能力を身に付けられるように努めます。

施策	内容
4 図書館利用の促進	・図書館の有効な活用を促進して図書館機能の充実に努め、学校図書館と市立図書館の連携を深めることで、家庭でも学校でも読書に親しむことができる環境づくりを進めます。
5 いじめの解消	・全ての学校でいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めることで、誰もがいきいきと過ごせる学校を目指します。 ・タブレットを活用した相談支援など、多様な相談先の確保や周知を行います。 ・「うきは市いじめ問題対策連絡協議会」及び「うきは市いじめ問題対策推進委員会」を設置し、関係機関や団体との連携を強化することで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
6 不登校児童生徒への対応の充実	・不登校や引きこもりの状態にあるこども達を支援するため、学校をはじめ適応指導教室や教育相談員、福祉事務所等と連携しながら、不登校・引きこもり対策相談支援事業で行っているフリースペースなどを活用し、対応します。
7 カウンセリング機能の充実	・不登校や問題行動等の学校適応に困難がある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、小中学校へスクールカウンセラーを派遣して、児童生徒への支援を行います。
8 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続	・保育参観等を行うことで、幼児教育と小等中等教育の連携を深め、連続性の確保を図ります。
9 学校における教職員の働き方改革の推進	・校務支援システムやデジタル指導書等を活用することで教職員の負担軽減を図り、学校教育の質を高めます。

2 こどもの生きる力の育成

施策	内容
1 市民大学子ども未来学部事業	・学校、学年を超えたこどもたちが、うきは市民大学各種事業に参加しながら、交流し様々な体験をすることで生きる力の育成に努めます。
2 健やかな体の育成	・体力や運動能力、運動習慣等の調査結果を活用して、こどもの体力の実態を分析し、課題に応じた体力向上を進めます。 ・健康教育、食育を推進してこどもの健やかな成長を支援します。
3 情報の活用に関する教育の推進	・情報及び情報媒体を適切かつ効果的に活用する能力や情報モラルを育成します。また、こどもが情報メディアを活用する際に必要なリテラシーや危険性について、保護者への啓発も推進していきます。

3 思春期保健対策の充実

施策	内容
1 思春期保健体制の充実	・保健の授業等において、思春期に性や生命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及を図ります。
2 思春期相談の充実	・養護教諭やスクールカウンセラー等による、思春期の児童・生徒の心や身体の問題に対する相談体制を充実させます。

行動目標4 安全で安心な子育てのまちづくり

1 良好な住環境の充実

施策	内容
1 こどもや子育て当事者の目線に立った公園づくり	・こどもが自然とのふれあいや遊びを通して成長できるよう、安全安心な公園の環境づくりやこども遊園の充実に努めるとともに、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園等の整備を推進します。
2 住環境の充実	・自然環境が豊かである本市において、快適な生活環境を確保し、安全性・快適性に配慮した住環境を充実させます。
3 こども・子育て支援環境の充実化・導入	・こどもの居場所や保護者同士が交流しやすい場所、公共施設、公共交通機関等でバリアフリー施設・妊産婦向けの環境整備を総合的に推進します。

2 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

施策	内容
1 地域愛を高め豊かな心を育てる体験活動の促進	・青少年が郷土を愛し心豊かでたくましく生きる力を持ったこどもに育つよう、うきは市民大学の取組を通じて、市内外の自然や歴史、文化に触れる体験活動を実施します。 ・うきは市民大学において語学教室を開催するなど、国際的な交流につながる機会づくりを推進します。 ・また、親子のふれあいの場所として、るり色ふるさと館やうきは市民センター3階施設の利活用の周知を行います。
2 社会性を高める体験の推進	・ICT教育や主体的に学ぶ能力の向上を目指して、団体と連携したこどもの学ぶ機会づくりを推進します。 ・学生のキャリア教育の観点から、市内事業者とのマッチングなどを通じて、仕事を通じた社会性を身に付ける支援を行います。

3 こどもを犯罪等の被害から守る活動の推進

施策	内容
1 防犯対策の推進	・犯罪のない安全で安心な社会を実現するため、地域住民が一体となって犯罪の発生を減らす取組を推進します。
2 インターネット利用に関する教育	・スマートフォンの普及等の社会状況に対応して、小中学校の規範教育においてインターネット利用等をテーマとした情報モラル教育を推進します。
3 非行の防止と自立支援	・保護司等と連携した活動や会の支援を行います。 ・また、非行防止等を目的に中学生・高校生を対象とした弁論大会の実施等を通じて、非行防止への理解促進に努めます。

4 こどもの交通安全を確保するための活動の推進

施策	内容
1 安全な通学路の確保	・こどもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、こどもやドライバーの交通マナー向上のための啓発を行います。
2 安全な道路環境の整備	・通学路安全推進会議を活用し、ガードレールやカーブミラー等、交通安全施設の改修及び設置を行い、交通安全に配慮した道路環境づくりを推進します。

行動目標5 家庭と仕事の両立支援

1 「仕事と生活の調和」の実現

施策	内容
1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	・ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、労働者、事業者、地域住民等への意識啓発活動を強化して、職場や関係団体の配慮を促します。
2 男女共同参画意識の啓発	・男女が共に個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発活動を強化します。
3 男性の家事・育児への参加促進	・家事・育児等は家族の共同責任であるという意識の浸透を図り、男性の家事・育児への参画を促進します。
4 仕事復帰の支援	・子育て中の方を対象としたお仕事情報の提供や相談対応等を通じて、子育て中の人の仕事への復帰を支援します。
5 うきは市無料職業紹介所	・市内事業所における人材不足の解消及び雇用機会の創出を目的に、求人情報を登録し、求職希望者とのマッチングを図ります。
6 新たな産業立地を通じた雇用創出	・新たな産業立地を通じた地域経済の活性化・雇用創出等を通じて地域の良質な雇用の創出や若者の就業を促進します。

第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方

2 結婚に伴う新生活への支援

施策	内容
1 結婚新生活支援補助金	・結婚した人の新生活を支援するため、うきは市に居住する新婚1年未満で夫婦ともに39歳以下の人に、家賃や引越費用等を補助します。

行動目標6 援助を必要とするこどもや家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

施策	内容
1 児童虐待の予防及び早期発見	・自分の行為が虐待ではないかと悩む親や、虐待を見たり聞いたりした人が早期に相談・通報できる身近な相談体制について、こども家庭センターが中心となり、幼児・児童・生徒に関わる関係機関と連携を図りながら整備します。 ・児童虐待に関する理解を深めるため予防・早期発見・相談につながる広報啓発活動を実施し、こども・妊産婦・ご家族など年代や立場の切れ目ない相談支援体制の充実を図ります。
2 家庭児童相談員の配置	・こども家庭センターに家庭児童相談員を配置して、こどもに関するさまざまな問題の相談に応じ、個々のこどもや家庭に応じた助言・指導を行うことで、要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。 ・家庭児童相談員を中心にさまざまな問題・課題を抱える家庭に対して、問題が重篤化することを未然に防ぐことができるよう相談支援を行います。
3 児童虐待防止体制の充実	・医療・保健・福祉・教育・警察他関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会の機能充実や団体間の連携を図り、組織的かつ専門的な対応を行います。 ・保護者間の家庭内暴力（DV）がこどもの心理的・身体的な虐待につながるケースがあることから、うきは市男女共同参画センター等と連携した児童虐待防止に努めます。
4 養育支援訪問事業	・乳児家庭全戸訪問事業等により特に養育支援が必要と思われる家庭を訪問して、相談、指導、助言などを行います。
5 こども家庭センター	・こども家庭センターにおいて、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務の実施を検討します。 ・社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援や、ヤングケアラーへの支援についても、県の取組や関係機関との連携を図り、早期発見・把握や、こどもの意向に寄り添った支援につなげていきます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

施策	内容
1 児童扶養手当	・ 18 歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20 歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母等に手当を支給します。（所得制限あり）
2 日常生活支援事業	・ 一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣します。支援が必要なひとり親家庭等に対して安心して子育てができるよう生活を整えるため、必要な時に必要なサービスが適切に利用できるよう支援します。
3 自立支援教育訓練給付金事業	・ ひとり親家庭の母、父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成します。
4 高等技能訓練促進給付金事業	・ ひとり親家庭の母、父が就職に有利な資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために、修業する期間(上限48 か月)に毎月訓練促進費を給付し、終了後にも修了支援金を給付します。
5 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	・ ひとり親家庭の母、父またはその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し受講した対策講座の受講料を助成します。
6 母子父子寡婦福祉資金の貸付	・ ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、そのこどもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行います。
7 ひとり親家庭等の医療費助成	・ 母子家庭や父子家庭の医療費の助成を行います。
8 ひとり親サポートセンター	・ 県の事業と連携し、仕事に関する相談や求人情報の提供、就業支援講習会の実施、養育相談を行います。

3 障がい者施策の充実

施策	内容
1 療育体制の整備・充実	・ 療育相談、療育指導、各種専門療法、リハビリテーションなどのサービスが身近に利用できるよう、療育体制の整備・充実を図ります。療育に関する相談対応のなかで、障がいや発達特性の早期発見・把握と、必要なサービスの適切な利用につなぐため、関係機関と連携しながら支援を行います。
2 保育・教育の充実	・ 一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育が誰でも無理なく受けられるよう、受け入れ体制の整備・拡充等を図ります。
3 特別支援教育の推進	・ 身体・知的障害、自閉症、発達障害等により特別な教育的支援を必要とするこども一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。

第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方

施策	内容
4 巡回支援専門員派遣事業	・ 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、認可外保育園、子育て支援センターこども交流室に保健師や心理士等の専門員が訪問し、保育士等に対して気になる児童への関わり方について助言等を行うことで、保育の質の向上を図ります。
5 乳幼児健診等療育事業	・ 1歳6か月児健診時・3歳児健診時・月1回のすくすく発達相談時に発達等に関する相談を行い、必要に応じて療育指導等につなぎ親子を支援します。
6 放課後等デイサービス事業	・ 障がいのある児童・生徒の居場所づくりのため、特別支援学校等の放課後や長期休業期間などに活動できる場や、発達や特性に応じて多様な体験や遊びができる機会、学習する機会の確保を図ります。 ・ また、必要に応じて送迎等の支援の充実を図ります。
7 障害児福祉手当・特別児童扶養手当	・ 20歳未満で心身の障がいや疾病により、日常生活に著しい制限を受けるこどもを養育している父または母等に支給します。（所得制限あり）

4 こどもの貧困対策の推進

施策	内容
1 相談支援・連携支援の充実	・ 子どもの未来応援コーディネーターを配置し、困窮状態にある世帯のこどもに対して、今後の支援策を含めた相談対応を行う中で、個別に抱えている複合的課題を紐解き、同じ目線での支援を進めていきます。
2 支援機関の連携体制構築	・ 相談支援や個別支援計画をたてるために、関係機関との密接な連携のもと、生活困窮者自立支援事業等を有効活用することや、新規連携先の発掘など様々なニーズに対応できる環境作りを進めます。
3 生活困窮者自立支援事業における小学生学習支援事業の体制強化	・ 生活環境として厳しい状況にある世帯の小学生を対象に学習支援事業を実施し、学習機会の確保および学習習慣の定着に繋ぐほか、食事や居場所支援について包括的な提供を行います。 ・ 複雑な課題については、コーディネーターが関係機関と連携を行い、対応策を講じます。
4 生活困窮者自立支援事業における中学生学習支援事業の体制強化	・ 生活環境として厳しい状況にある世帯の中学生を対象に学習支援事業を実施し、学習機会の確保および学習習慣の定着に繋ぐほか、食事や居場所支援を行いながら、将来の自主自立に向けてのサポートを行います。 ・ 複雑な課題については、現状確認や相談対応を行い、対応を講じます。
5 高校生の不登校支援	・ 不登校のこどもとその家族を対象に相談対応するなかで、本人の同意を得た上での訪問活動の実施や関係機関と情報共有に努めながら、本人が希望する進路へ導けるよう包括的な支援を行います。（定時制含む）
6 生活支援の充実	・ 絶対的貧困状態にある世帯のこども達に安定した食材を提供できるようにするため、フードバンクによる支援の充実に努め、家庭への食の支援の充実を図ります。 ・ またこどもの生活支援の強化に向けて、地域にある様々な場所で、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けることを検討します。

施策	内容
7 経済支援の推進	・経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な小中学校児童生徒の保護者に対し給食費や学用品費等の一部を支給し経済的負担の軽減を図ります。 ・また、高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、入学料、入学検査料等を支給します。

5 悩みや不安を抱える子ども・若者や家族への支援

施策	内容
1 自殺の予防	・関係機関の代表を委員とした「自殺対策プロジェクト委員会」を設置して、うきは市の自殺の現状把握、予防のための啓発等を行い、自殺予防を推進します。
2 悩みを抱える若者等への相談支援	・子ども家庭センターでは、0歳～18歳までの子ども・妊産婦・そのご家族が安全安心に生活できるよう心配ごとや困りごとに関して一体的な支援を行います。

行動目標7 全ての子ども・若者が持つ権利の保障

1 子ども・若者の権利への理解促進と意見表明機会の充実

施策	内容
1 こどもの権利に関する周知	・子ども基本法やこどもの権利条約等の理解促進のため、市民への広報・セミナー、研修等での周知啓発を行います。
2 子ども・若者の意見表明の機会づくり	・子ども・若者に関する施策を推進する参考とするため、こどもや若者の権利、対話を大切に、安心して自分の意見を言える場づくりや機会づくりを進めます。

第4章 事業計画

1 量の見込みの考え方

(1) 人口の推移

○令和2年～6年の1歳ごとの住民基本台帳人口に基づき、令和7年～11年の児童人口を推計しました。

【推計方法詳細】

○令和7年～11年の人口は、住民基本台帳人口をもとにしたコーホート変化率法による推計値です。

○各年の人口変化は、令和5年～令和6年の1歳区切りの人口変化率を用いています。

○各年の出生数は、15～49歳の女性の人口数・出生数をもとに、令和3年～5年の3年間の女性の5歳区切りの出生率の平均値を用いています。

○出生の男女比は、令和3年度～5年度の平均値を用いています。

○「コーホート」とは同じ年（または同じ期間）に生まれた集団のことを指し、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

■推計児童人口

就学前		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推 計 人 口	令和7年	145人	130人	158人	174人	176人	194人	977人
	令和8年	142人	141人	129人	159人	175人	174人	920人
	令和9年	139人	138人	140人	130人	160人	173人	880人
	令和10年	136人	135人	137人	141人	131人	158人	838人
	令和11年	135人	132人	134人	138人	142人	129人	810人

小学生		6歳児（小1）	7歳児（小2）	8歳児（小3）	9歳児（小4）	10歳児（小5）	11歳児（小6）	6～11歳合計
推 計 人 口	令和7年	195人	216人	212人	235人	248人	262人	1,368人
	令和8年	197人	197人	219人	214人	236人	248人	1,311人
	令和9年	177人	199人	199人	221人	215人	236人	1,247人
	令和10年	176人	179人	201人	201人	222人	215人	1,194人
	令和11年	160人	178人	181人	203人	202人	222人	1,146人

(2) 家庭類型

○量の見込みの算出にあたっては、ニーズ調査の結果から対象となるこどもの父母の有無、父母の就労状況により「家庭類型」を以下の8種類に類型化しました。

○なお、計画では「潜在的ニーズを含めて量の見込みを算出し、それに対応する確保方策を定める」ことが求められていることから、現在の家庭類型と今後の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の分布を算出しました。

■家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況	認定区分等
A	ひとり親家族(母子または父子家庭)	●保育認定(2号、3号)
B	フルタイム×フルタイム 共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)	
C	フルタイム×パートタイム 共働き家庭 (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
E	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
C'	フルタイム×パートタイム 共働き家庭 (就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	●教育標準時間認定(1号)
D	専業主婦・夫家庭	
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	
F	無業×無業	

■年齢別に見た家庭類型【現状】

タイプ	A	B	C	C'	D	E	E'	F	合計
0歳~就学前	7.4%	44.6%	28.9%	4.9%	14.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
0歳	3.6%	35.7%	10.7%	7.1%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
1歳	6.3%	50.0%	28.1%	0.0%	15.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
2歳	0.0%	46.2%	35.9%	10.3%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
3歳以上	11.5%	44.2%	31.7%	3.8%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100%

■年齢別に見た家庭類型【潜在】

タイプ	A	B	C	C'	D	E	E'	F	合計
0歳~就学前	7.4%	52.0%	27.5%	4.4%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
0歳	3.6%	42.9%	21.4%	3.6%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
1歳	6.3%	53.1%	31.3%	3.1%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
2歳	0.0%	56.4%	30.8%	5.1%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
3歳以上	11.5%	51.9%	26.9%	4.8%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100%

(3) 量の見込みの算出方法

○国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、「人口推計」や「ニーズ調査の結果」から算出した「量の見込み（案）」と「近年の事業実績」との比較や利用実態の検証等を行い、事業計画において必要な「量の見込み」を算出します。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 区域の設定

○「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定します。「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等を総合的に勘案して定めることになっています。

(2) 本市における区域の設定

○子育て支援サービスを受ける場合、自宅近くの場所を選択する傾向は強いものの、都市基盤整備の進行や自動車等による移動範囲の拡大、さらには送迎等の利便性の観点から、祖父母宅や職場の近くのサービス提供施設を希望する傾向も多くみられます。

○そのため、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、うきは市全域を1区域に設定します。

3 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の状況

保育所（園）・幼稚園・認定こども園名	定員
千年保育園	90 名
千草保育園	100 名
いずみ保育園	90 名
山春保育所 ※令和7年度から休園	45 名
浮羽保育所	60 名
うきは幸輪保育園	170 名
若葉保育園	170 名
吉井幼稚園	150 名
幼保連携型認定こども園遊林愛児園	145 名 教育時間 30 名 保育時間 115 名

第4章 事業計画

(2) 教育・保育施設の充実

①需要量と確保の方策

		令和7年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
		A	B	C	D	E	F
量の見込み (a)		87	10	457	52	92	121
確保 方 策 (b)	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園） （④を除く）	100					
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所） （④を除く）		10	514	47	113	136
	③ 確認を受けない幼稚園（④を除く）	0					
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		30	0			
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				0	0	0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（⑧を除く）			6	3	9	8
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠			4	3	3	9
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0
(b) - (a)		13	30	67	1	33	32

		令和8年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
		A	B	C	D	E	F
量の見込み (a)		81	10	427	51	99	98
確保 方 策 (b)	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園） （④を除く）	100					
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所） （④を除く）		10	514	47	113	136
	③ 確認を受けない幼稚園（④を除く）	0					
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		30	0			
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				0	0	0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（⑧を除く）			6	3	9	8
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠			4	3	3	9
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0
(b) - (a)		19	30	97	2	26	55

		令和9年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
		A	B	C	D	E	F
量の見込み（a）		74	10	389	50	97	107
確保 方策 （b）	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園） （④を除く）	100					
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所） （④を除く）		10	514	47	113	136
	③ 確認を受けない幼稚園（④を除く）	0					
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		30	0			
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				0	0	0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（⑧を除く）			6	3	9	8
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠			4	3	3	9
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0
（b）－（a）		26	30	135	3	28	46

		令和10年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
		A	B	C	D	E	F
量の見込み（a）		69	10	361	49	95	105
確保 方策 （b）	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園） （④を除く）	100					
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所） （④を除く）		10	514	47	113	136
	③ 確認を受けない幼稚園（④を除く）	0					
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		30	0			
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				0	0	0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（⑧を除く）			6	3	9	8
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠			4	3	3	9
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0
（b）－（a）		31	30	163	4	30	48

第4章 事業計画

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
		A	B	C	D	E	F
量の見込み（a）		65	10	344	49	93	102
確保 方策 （b）	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園） （④を除く）	100					
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所） （④を除く）		10	514	47	113	136
	③ 確認を受けない幼稚園（④を除く）	0					
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		30	0			
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				0	0	0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（⑧を除く）			6	3	9	8
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠			4	3	3	9
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0
（b）－（a）		35	30	180	4	32	51

②確保方策の考え方

- 1号認定・2号認定・3号認定いずれも受け入れ可能見込み数の範囲内に収まる見込みです。今後も供給不足が発生しないよう、ニーズへの対応を図ります。
- 今後の児童人口推計値が減少傾向にあるため、全体的なニーズ量は減少していく見込みではあるものの、保育士不足は今後も課題のひとつであり、引き続き、効率的で安定的な保育所運営を推進する必要があります。そのため、今後もニーズ量の変化に応じて、更なる保育所の統廃合と民営化を進めることが必要です。

（3）教育・保育の一体的提供の推進

- 認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。
- 現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の普及促進を図ります。

（4）教育・保育の質の向上

- 幼稚園、保育所と小学校がこどもの実態や教育内容についての相互理解を深めるための体制づくりを整備するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図り、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができるような環境づくりに努めます。
- また、個々の幼児・児童の状況に対応した人材の確保など、支援のあり方を検討します。

(5) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

○保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

○子育てのための施設等利用給付については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮しつつ、施設等利用給付費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

○また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、福岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、福岡県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めていきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

- 子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、実施することになっています。
- 加えて、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、⑭子育て世帯訪問支援事業、⑮児童育成支援拠点事業、⑯親子関係形成支援事業が新たに創設され、令和6年4月1日から施行されています。
- また、令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、⑰妊婦等包括相談支援事業、⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、⑲産後ケア事業が新たに創設され、令和7年4月から施行される予定です。

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ③一時預かり事業
- ④時間外保育事業（延長保育）
- ⑤病児・病後児保育事業
- ⑥放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- ⑦妊婦健康診査
- ⑧乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨養育支援訪問事業・その他の要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑪利用者支援事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰妊婦等包括相談支援事業
- ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑲産後ケア事業

①地域子育て支援拠点事業

事業の概要

○公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談・情報提供等を実施する事業です。

○市内2か所で地域子育て支援センター（こども交流室、遊林ランド）を開設しています。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回/月	462	541	515	521	510	501
確保方策	か所	2	2	2	2	2	2

確保の方策

○現状を継続します。

○少子化や就労形態の多様化に対応し、誰もがいつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期におけるこどもの心身の健やかな発達を促進するため、親子のふれあいの場の創出に努めます。併せて、必要な人に情報が届くように情報発信力の向上を図ります。

②子育て援助活動支援事業（就学児を対象としたファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要

○乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（みまもり会員）との相互援助活動を行う事業です。（ここでは小学生が対象）。

○久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町の4市2町は、都市機能や生活機能の強化のため、連携・役割分担を行う「久留米広域連携中枢都市圏」を形成しています。その取組により、平成23年4月から「ファミリー・サポート・センターくろめ」の広域利用が可能となっています。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	20	20	20	20	20	20
確保方策	人日	20	20	20	20	20	20

確保の方策

○現状を継続します。

○本市では、同様の事業を子育てサポートグループ「菜の花」やシルバー人材センター等で実施しています。ファミリー・サポート・センター事業については、現状を維持し、啓発活動による会員の確保や援助会員のレベルアップのための研修充実の取組を支援します。

第4章 事業計画

③-1 一時預かり事業（幼稚園型）

事業の概要

○幼稚園等における通常の教育時間終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業です。

○市内の幼稚園は吉井幼稚園1か所です。一時預かり事業を実施しています。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	4,282	4,282	3,987	3,642	3,396	3,200
1号認定	人日	828	828	771	704	657	619
2号認定	人日	3,454	3,454	3,216	2,938	2,739	2,581
確保方策	人日	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
一時預かり (幼稚園型Ⅰ)	人日	600	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
上記以外(*)	人日	3,900	0	0	0	0	0
確保方策	か所	2	2	2	2	2	2
一時預かり (幼稚園型Ⅰ)	か所	1	2	2	2	2	2
上記以外(*)	か所	1	0	0	0	0	0

*私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育等

確保の方策

○現状を継続します。

○今後とも利用者のニーズに対応できるよう、事業者と調整して適切な提供体制の確保に努めます。

③-2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業

事業の概要

【一時預かり事業】

○保護者の不規則な就労や病気等の理由により家庭での保育ができない場合に、認定こども園や保育所で一時的な保育を行う事業です。

【子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

○保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に児童を預かるものです。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）】

○②の子育て援助活動支援事業に同じです。（ここでは乳幼児が対象）。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215
確保方策	人日	1,245	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
	一時預かり	人日	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215
	トワイライトステイ	人日	0	10	10	10	10
	子育て援助活動支援	人日	30	30	30	30	30
確保方策	一時預かり	か所	2	2	2	2	2
	トワイライトステイ	か所	0	1	1	1	1
	子育て援助活動支援	実施	あり	あり	あり	あり	あり

確保の方策

- 一時預かり事業（幼稚園型を除く）及び子育て援助活動支援事業は、現状を継続します。認可保育所等と連携して、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）での就学前児童の預かりについては、受託事業者との連携により、会員数、活動数の増加と事業内容の拡充を図ります。
- 令和7年度より児童養護施設等と連携して、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）を実施します。

④時間外保育事業（延長保育）

事業の概要

- 保育の認定を受けたこどもの通常の利用日及び時間以外に、認定こども園や保育所等で保育を行う事業です。
- 認定こども園と保育所の計3か所で、通常の開所時間（11 時間）を延長して保育（延長保育事業）を実施しています。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	233	219	205	196	185	178
確保方策	実人数	人	233	219	205	196	178
	施設数	か所	3	3	3	3	3

確保の方策

- 現状を継続します。国が推進する「働き方改革」により、長時間労働が抑制される傾向にある一方で、全国的に女性の就業率が高まっている傾向にあることも踏まえ、今後も継続したニーズが見込まれます。事業者と調整し、制度の更なる充実や人材の確保に努めます。

第4章 事業計画

⑤病児・病後児保育事業

事業の概要

○病中または病気の回復期で集団保育が困難な児童に対して、医療機関や保育所などに付設された専用のスペース等において保育を行う事業です。

○本市には病児・病後児保育を実施できる施設はありません。しかし、久留米広域連携中枢都市圏の協定により、久留米大学医療センター内「エンゼルキッズ」及び久留米大学旭町キャンパス内「すくすくランド」、聖マリア病院内「マリアン・キッズ・ハウス」、田主丸中央病院内「たのっしーランド」の広域利用が可能になっています。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	20	40	40	40	40	40
確保方策	人日	20	45	45	45	45	45
	病児保育事業	人日	20	45	45	45	45
	子育て援助活動支援	人日	0	0	0	0	0
確保方策	病児保育事業	か所	0	1	1	1	1
	子育て援助活動支援	実施	無	無	無	無	無

確保の方策

○市民のニーズを把握しながら、本市でも今後の病児・病後児保育事業の実施について検討します。

⑥放課後児童健全育成事業（学童保育所）

事業の概要

○共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後の適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

○市内には8か所の学童があり、民間委託を希望した吉井、千年、江南、大石学童の4学童を生活協同組合Fコープへ業務を委託し、御幸、福富学童は自治協議会、妹川学童は保護者会、遊林学童は民間で実施しています。

量の見込み

		(単位)	令和6年度 (10/1実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人	458	432	420	398	381	361
	1年生	人	133	120	122	109	109	99
	2年生	人	105	116	106	107	96	95
	3年生	人	102	92	95	87	87	79
	4年生	人	69	61	56	58	52	53
	5年生	人	35	32	30	27	28	26
	6年生	人	14	11	11	10	9	9
確保 方策	実人数	人	514	514	467	467	467	467
	施設数	か所	8	8	7	7	7	7

確保の方策

○需要に対応して供給体制の確保に努めます。

○放課後や長期休暇期間における安全かつ安心な居場所づくりを推進するため、小学校との連携を密にして計画的な施設整備を行うとともに、支援員の人材確保・育成に努めます。また、運営のあり方についても保護者会や支援員会と協議して、安定的な運営の推進に努めます。

⑦妊婦健康診査

事業の概要

○妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券（合計14回分）を交付しています。補助券は福岡県・大分県・佐賀県の医療機関及び福岡県助産師会加盟の助産所で使用できます。里帰り出産などの理由で補助券が使用できない地域で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行っています。

量の見込み

		(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込 み	対象者数	人	150	145	140	135	130	125
	健診回数	人回	2,100	2,030	1,960	1,890	1,820	1,750

確保の方策

○現状を継続します。

○安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図るとともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

第4章 事業計画

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供及び乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握、育児に関する相談・助言などを行う事業です。

○助産師1名で全戸訪問しています。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	170	165	160	155	150	145
確保方策 (実施体制)			直営：1名	直営：1名	直営：1名	直営：1名	直営：1名

確保の方策

○現状を継続します。

○乳児家庭にとって重要な事業であることから、母子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供に継続的に取り組んでいきます。

⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業の概要

【養育支援訪問事業】

○乳児家庭全戸訪問事業等により特に養育支援が必要と思われる家庭を訪問し、養育が適切に行われるための相談、指導、助言などを行う事業です。

○乳児家庭全戸訪問事業を行う助産師1名が訪問しています。

【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

○こどもに関するさまざまな問題の相談に応じ、個々のこどもや家庭に応じた助言・指導を行うことで、要保護児童等の早期発見、早期対応、再発防止につなげる事業です。

○家庭児童相談員2名を配置して、要保護児童等の相談・支援業務を行っています。

○また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、ネットワーク構成員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施しています。

量の見込み

【養育支援訪問事業】

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	15	15	15	15	15	15
確保方策 (実施体制)			直営：1名	直営：1名	直営：1名	直営：1名	直営：1名

確保の方策

○現状を継続します。

○養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業については、関係機関と綿密に連携し、早急な対応に努めます。

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）**事業の概要**

○保護者の疾病などにより家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

○本市では、市外の児童養護施設等の3箇所と委託契約し実施しています。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	8	10	12	14	14	14
確保 方策	延べ人数	10	20	20	20	20	20
	施設数	3	3	3	3	3	3

確保の方策

○現状を継続します。児童相談所の一時保護で対応できないケース等も含めて、市外の児童養護施設等との委託契約により事業を実施します。

○家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の一時的な受け皿が必要とされてきていることから、状況の変化に対応して必要なサービスが提供できるよう努めます。

⑪利用者支援事業（こども家庭センター型）**事業の概要**

○教育・保育・保健その他の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報の集約や提供を行い、相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業です。

○市役所の児童福祉担当と母子保健担当が連携し、教育・保育・保健その他の子育て支援に関して、必要なサービスを円滑に利用できるよう情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関と連絡をとりながら利用者支援を行っています。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1	1

第4章 事業計画

確保の方策

○子ども家庭センターと関係機関との連携を密にして情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育・保健その他の子育て支援事業を利用できるよう切れ目のない支援に努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

基本的考え

○今後国が示す事業内容・給付条件の詳細、市の財政負担、事業効果等を考慮して実施の必要性を検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

基本的考え

○当該サービスの需給状況、今後国が示す事業内容の詳細、事業効果等を考慮して実施の必要性を検討します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

○訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	153	167	172	178	184	192
確保方策	人日	120	170	175	180	185	195

確保の方策

○本事業の利用が望ましいと考えられる世帯も勘案した量の見込みに対応して、訪問支援を実施していきます。今後の利用状況も勘案しながら、必要に応じて見直しを行います。

⑮児童育成支援拠点事業

事業の概要

○養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	15	20	20	19	18	18
確保方策	人	15	20	20	20	20	20

確保の方策

○本事業の利用が望ましいと考えられる児童数を勘案した量の見込みに対応して、事業を実施していきます。教育と福祉の連携等、関係部局とも連携して支援が必要な児童の把握と支援を行います。

⑯親子関係形成支援事業

事業の概要

○児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

量の見込み

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	10	20	19	18	18	17
確保方策	人	10	20	20	20	20	20

確保の方策

○本事業の利用が望ましいと考えられる世帯数を勘案した量の見込みに対応して、事業を実施していきます。

第4章 事業計画

⑰妊婦等包括相談支援事業

事業の概要

○妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

○本市では、こども家庭センターが中心となり妊婦等に寄り添った伴走型の相談支援を実施しています。

量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		290	280	270	260	250
確保方策 (単位：回)	こども家庭センター	290	280	270	260	250
	上記以外で業務委託等	0	0	0	0	0

確保の方策

○令和7年度より、こども家庭センターが主体となり妊娠期からの切れ目のない情報提供や相談支援を行います。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の概要

○現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

量の見込み

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（延べ人数）	0	50	50	50	50
	確保方策（延べ人数）	0	50	50	50	50
1歳児	量の見込み（延べ人数）	0	50	50	100	100
	確保方策（延べ人数）	0	50	50	100	100
2歳児	量の見込み（延べ人数）	0	50	50	100	100
	確保方策（延べ人数）	0	50	50	100	100

確保の方策

○本市では、令和8年度からの実施に向けて検討を進めていきます。

⑬産後ケア事業

事業の概要

○出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行うものです。

○本市では、近隣7カ所の産科等に委託して実施しています。

量の見込み

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	人日	75	72	70	67	65
確保方策(延べ人数)	人日	75	72	70	67	65

確保の方策

○産後ケア事業の利用が必要と思われる産婦の割合は増えているため、必要な量のサービスを提供できるように委託先の確保に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進および進捗状況の把握

- 計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握・点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。
- 子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。
- 計画の評価や施策の改善にあたっては、こどもや子育て当事者等の意見も聴取し、反映に向けた検討をおこないます。

2 計画の推進に向けた関係機関の役割

- 子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、福祉事務所が主管となり関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。
- また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみでこども・子育て支援の推進を図ります。加えて、若者が主体となって活動する団体、こども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業なども含め、こども・子育て支援に関連する幅広い関係者の連携と活動促進を支援します。
- さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携しつつ、各種施策の充実を図ります。

3 計画の成果指標

○本計画の進捗状況を把握するために、こども大綱における国の成果指標に準じて、全国の状況との比較が可能な成果指標を以下のように定めます。

○また、本市独自の成果指標についても定めます。

<こども大綱に準じた成果指標>

項目	市		国※2	
	現状 (R6)	目標 (R11)	現状	目標
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	14.4%	70%	15.7%	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	62.8%	70%	60.8%	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合	68.0%	70%	60.0%	70%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合※1	39.5%	70%	51.5%	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	36.4%	70%	20.3%	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	68.8%	80%	66.4%	80%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	35.5%	70%	27.8%	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	95.1%	現状維持	83.1%	90%

※1 国は15～39歳を対象。うきは市は18～39歳を対象。

※2 国の数値はこども大綱の別紙1を引用

第5章 計画の推進体制

<市独自成果指標>

	事業名	所管	成果指標	現状値	目標値
				(令和5年度)	(令和11年度)
1	子育て支援センター事業	福祉事務所 こども支援係	実施箇所数	2箇所	2箇所
			子育て相談事業件数	1,052件	1,300件
			年間利用者数	5,858人	延べ7,000人以上
2	乳幼児健康診査の充実	保健課 食育・健康対策係	各乳幼児健診受診率	98.0%	各健診の受診率100%
3	一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	学校教育課 学事係	年間延べ利用者数	5,099人	5,000人
4	一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育以外)	福祉事務所 こども支援係	年間延べ利用者数	386人	400人
5	延長保育事業	福祉事務所 こども支援係	年間利用者実人数	226人	220人
6	休日保育事業	福祉事務所 こども支援係	年間利用者実人数	5人	6人
7	こども家庭センター	福祉事務所 こども支援係	相談件数 ※子育て世代包括支援センター	549件	2,000件 ※こども家庭センター
			相談件数 (18歳以下) ※子ども家庭総合支援拠点	3件	20件 ※こども家庭センター
8	子育て用品のリサイクル事業	福祉事務所 こども支援係	子育て用品リサイクル利用件数	延べ230人	延べ200件以上
9	子育て見守りおむつの定期便	福祉事務所 こども支援係	利用率	86.0% (令和6年度)	100%
10	カウンセリング機能の充実	学校教育課 教育センター	教育相談員の配置	1名	1名
11	ヤングケアラー支援啓発事業	福祉事務所 こども支援係	研修会実施数 (令和6年度)	1回	2回
12	読書活動の推進	生涯学習課 図書館	0～15歳(中学生)までの図書館利用カード登録者における利用割合	31.0%	35.0%
13	青少年の居場所の整備 (こども食堂など)	福祉事務所 こども支援係	実施箇所数	3箇所	5箇所
14	地域へ愛着を高める活動の促進	生涯学習課 社会教育係	市民大学子ども未来学部 体験学習実施数	6件	6件
15	男性の家児・育児への参加促進	男女共同参画推進室 男女共同参画推進係	市民対象講演会(講座)等の男性参加者割合	23.0%	35.0%
16	保育所等巡回支援事業	福祉事務所 こども支援係	専門員巡回回数	40回/年	40回/年
			保育所等巡回支援指導員	44回/年	40回/年
17	乳幼児健診等療育事業	保健課 食育・健康対策係	発達等相談回数	23回/年	24回/年
			療育指導教室	25回/年	24回/年

資料編

1 こども家庭センター『うきはあと』の概要

うきは市こども家庭センターは、子育て世代包括支援センター「うきくる」（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）が連携し、0歳から18歳までの妊娠・出産・子育てについて、さまざまな相談や困りごとに対応します。

【こども家庭センター『うきはあと』の概要】

**こども家庭センターって
どんなところ？**

市内にお住まいのすべてのお子さん、
妊産婦、そのご家族が
安全安心に生活できるよう、
心配ごとや困りごとに関する「相談」
「妊娠、出産、子育て」
「こどもの手当、医療」などを
中心とした一体的な支援をしています。
また、相談内容に応じて
必要な支援やサービスにおつなぎできるよう
一緒に考えていきます。

うきは市子育て
Instagram

うきは市
チーム子育て



うきは市
ホームページ

うきは市
子育て支援サイト



こども家庭センター お問い合わせ先

- お子さまやご家庭に関する相談
(総合相談窓口)
こども支援係
☎ 0943-73-9151
- こどもの手当に関すること
☎ 0943-75-4961
- 妊娠・出産・乳幼児の健診・予防接種・
子育てに関する相談
食育・健康対策係(母子保健)
☎ 0943-75-4960

■ 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) / 8:30～17:00
■ うきは市役所 西別館



虐待かなと
思ったら… ☎ 189 児童相談所
虐待相談ダイヤル
通告等は匿名可能 通話料無料
お電話に聞かず、相談は無料です。

こども家庭センター
Child and Family
Support Center

うきはあと
妊娠から18歳になるまでの
子どもとその家族の
相談や支援を行います

こどもの未来 一緒に考えましょう

うきは市

**こんな時
みんな
どうしてるの？**

子育て
世帯
妊産婦
子ども

少しだけ
助けてほしいな...

どこに
聞いたらいいのかわからない...

誰かに話を
聞いてほしい...

そんな時は...
**うきはあと
にご相談
ください！**

こども家庭センター
子育て支援センター「うきはあと」

こども家庭センター『うきはあと』
妊娠、出産、子育てについての相談・支援窓口です

産前産後の体や心のこと、お子さんのこと、育児のこと、家庭の心配事など、
気になることがあったら、話してみませんか。お気軽にご相談ください。

産後ケアで
リフレッシュ

ゆっくり休めて
体力が戻ってきた

保健師、
家庭児童相談員等
による相談

相談できてよかった

病気・病後の
お子さんをお預かり

仕事これ以上休めなくて
助かった

すぐサポートにつながる
関係機関・サービスと連携し、様々な支援メニューにつなぎます

産院・医療機関 | 保育園・認定こども園・幼稚園 | 地域子育て支援センター
産後ケア事業 | 子育て相談 | すくすく発達相談 | 保育所園庭開放 | 病児病後児保育
子育て短期支援事業 | 子育て世帯訪問支援事業 | 子育てサポート団体 | うまききブレスクール
放課後児童クラブ | こども食堂 | ひとり親支援 | 障がい児支援 など

お子さんを一時預かり
(保育園)

急だったけど
預かってもらえてよかった

未就園児の
園開放交流

ほいくえんたのしい～

児童クラブへの迎えや
終了後の預かり、
習い事への送迎

相談してよかった

など

※こども計画策定に伴い条例改正予定
(平成 25 年 6 月 21 日条例第 22 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、うきは市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務をつかさどる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 16 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員が招集に応じて出務したときの報酬及び費用弁償は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年うきは市条例第 46 号）に定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

3 うきは市子ども・子育て会議委員名簿

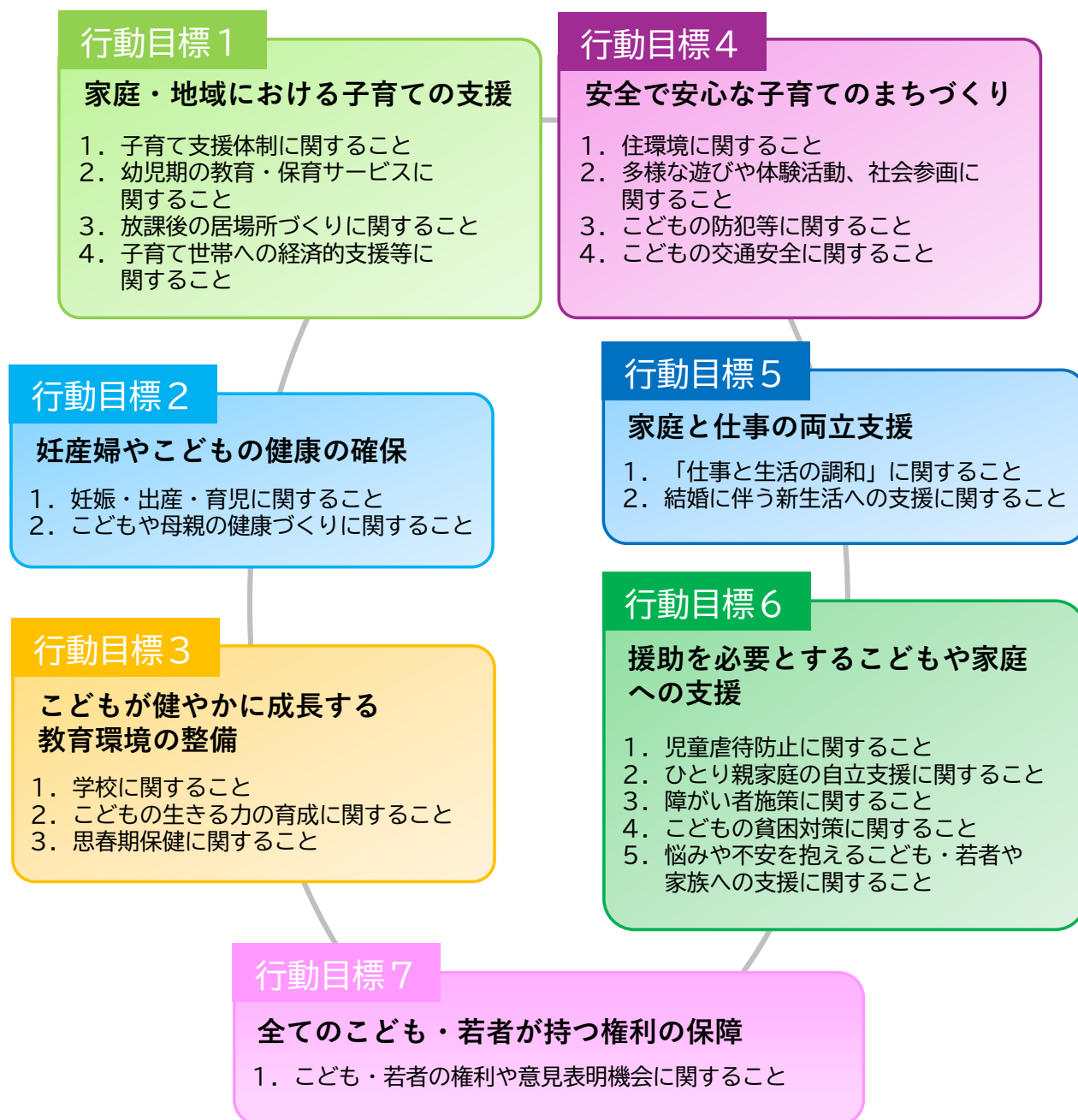
No.	氏名	所属等	備考
1	佐藤 智水	子育て支援センター代表	会長
2	橋本 美由紀	うきは市保育協会代表	
3	安元 ひろみ	民生委員・児童委員代表	
4	古賀 光成	小学校校長代表	
5	金子 敬尋	中学校校長会代表	
6	堤 香	浮羽究真館高校	
7	袋野 栄三郎	幼稚園代表	副会長
8	處 愛美	教育委員会代表	
9	秦 賛恵	学童保育所代表	
10	東 慶子	子育てグループ代表	
11	高田 久美	子育て支援センター代表	
12	鈴木 由衣	事業者代表	
13	久保田 由理	母子寡婦福祉会代表	
14	大石 梨々華	学生代表	
15	秋月 久恵	公募委員	
16	濱 由布子	公募委員	

4 うきは市こども計画策定経過の概要

期 日	主 な 内 容	
令和6年 7月2日	令和6年度 第1回 子ども・子育て会議	(1) うきは市子ども・子育て支援に関する ニーズ調査について (2) 令和5年度事業実績報告について
令和6年 7月5日 ～8月5日	子ども・子育て支援に関する ニーズ調査	(1) 調査対象者 うきは市に居住する就学前児童・小中学校 児童の保護者、こども、若者 (2) 調査対象者数 ①就学前児童の保護者（無作為）500人 ②小・中学生の保護者（無作為）500人 ③市内の小学5年生、中学2年生 507人 ④市内の18歳～39歳（無作為） 1,000人
令和6年 9月13日	令和6年度 第2回 子ども・子育て会議	(1) うきは市子ども・子育て支援に関する ニーズ調査概要報告 (2) ワークショップの内容について
令和6年 9月21日 9月26日	ワークショップ 「みらいトーク」	(1) うきは市に居住する小学4年生～中学 3年生（公募） 22人 (2) 浮羽求真館高校 11人
令和6年 10月30日	令和6年度 第3回 子ども・子育て会議	(1) ワークショップの実施報告 (2) うきは市こども計画 第1章から第3章について
令和6年 12月18日	令和6年度 第4回 子ども・子育て会議	(1) 令和6年度中間事業実績報告に ついて (2) うきは市こども計画 第4章から第5章について (3) 計画（素案）に関するパブリックコメ ント（募集）について
令和7年 2月12日	令和6年度 第5回 子ども・子育て会議	(1) 計画（素案）に関するパブリックコメ ント（結果）について

5 主な事業と担当課一覧

○7つの行動目標それぞれに、主な事業や担当課を一覧にしています。



行動目標 1

家庭・地域における子育ての支援

1 子育て支援体制に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
福祉事務所 こども支援係	・子育て支援センター ・妊娠、出産、子育てについての相談・支援窓口 ・子育てサークル等の活動支援 ・ファミリーサポートセンター事業について など	・こども家庭センター「うきはあと」 0943-73-9151 ・こども支援係 0943-75-4961

※こども家庭センター「うきはあと」はお子さまやご家庭に関する総合窓口です。

2 幼児期の教育・保育サービスに関すること

課・係名	主な事業	連絡先
福祉事務所 こども支援係	・保育所（園）・認定こども園の入退所に関すること ・一時預かりについて ・延長保育について ・休日保育について ・病児保育について ・子育て短期支援事業について ・子育て訪問支援事業について ・子育てペアレントトレーニングについて ・うきうきプレスクールについて など	・こども支援係 0943-75-4961
生涯学習課 図書館	・ブックスタートについて	・うきは市立図書館 0943-77-3050

3 放課後の居場所づくりに関すること

課・係名	主な事業	連絡先
福祉事務所 こども支援係	・学童保育所について ・こども食堂について など	・こども支援係 0943-75-4961

4 子育て世帯への経済的支援等に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
福祉事務所 こども支援係	・児童手当について ・見守りおむつの定期便について ・子育て用品のリサイクルについて	・こども支援係 0943-75-4961
市民生活課 国保・年金係	・こどもの医療費助成について	・国保・年金係 0943-75-4973
学校教育課 学事係	・幼児教育・保育の無償化について	・学事係 0943-75-4950
企画財政課 企画調整係	・奨学金返還支援補助金について ・子育て世帯等マイホーム取得支援補助金について	・企画調整係 0943-73-9152

行動目標 2

妊婦やこどもの健康の確保

1 妊娠・出産・育児に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
保健課 食育・健康対策係	・母子手帳の交付 ・母親学級について ・妊産婦健康診査について ・乳児家庭全戸訪問について ・不妊治療への支援について ・妊婦歯科健康診査について ・産後ケアについて など	・食育・健康対策係 0943-75-4960

2 こどもや母親の健康づくりに関すること

課・係名	主な事業	連絡先
保健課 食育・健康対策係	・乳幼児健康診査について ・予防接種について ・療育指導教室などについて など	・食育・健康対策係 0943-75-4960
夜間小児救急医療電話相談(久留米広域小児救急センター)	・夜間の小児初期救急診療について	・小児救急医療電話相談 #8000 ・久留米広域小児救急センター 0942-35-3322

行動目標3

こどもが健やかに成長する教育環境の整備

1 学校に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
学校教育課 学事係	・小・中学校に関すること など	・学事係 0943-75-4950
生涯学習課 社会教育係	・寺子屋事業について など	・社会教育係 0943-75-3343
生涯学習課 図書館	・図書館利用について	・うきは市立図書館 0943-77-3050

2 こどもの生きる力の育成に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
生涯学習課 社会教育係	・市民大学に関すること	・社会教育係 0943-75-3343

3 思春期保健に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
学校教育課 学事係	・思春期の児童・生徒の心や身体に対する相談など	・学事係 0943-75-4950
福祉事務所 こども支援係	・思春期の児童・生徒の心や身体に対する相談など	・こども家庭センター 「うきはあと」 0943-73-9151

行動目標4

安全で安心な子育てのまちづくり

1 住環境に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
建設課 建設管理係	・公園整備について ・住環境の充実について など	・建設管理係 0943-75-4987
都市計画準備課 計画・調整係	・公園整備の推進について	・都市計画準備課 0943-76-9063

2 多様な遊びや体験活動、社会参画に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
生涯学習課 社会教育係	・市民大学に関すること ・こどもの学ぶ機会づくり など	・社会教育係 0943-75-3343

3 こどもの防犯等に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
生涯学習課 社会教育係	・防犯対策の推進について ・保護司等と連携した活動支援 など	・社会教育係 0943-75-3343

4 こどもの交通安全に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
生涯学習課 社会教育係	・こどもの交通安全教育について など	・社会教育係 0943-75-3343

行動目標 5

家庭と仕事の両立支援

1 「仕事と生活の調和」に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
男女共同参画推進室 男女共同参画推進係	・男女共同参画意識の啓発について など	・男女共同参画推進係 0943-77-2661
うきはブランド推進課 商工振興係	・うきは市無料職業紹介所について	・商工振興係 0943-76-9095

2 結婚に伴う新生活への支援に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
企画財政課 企画調整係	・結婚新生活支援補助金について など	・企画調整係 0943-73-9152

行動目標 6

援助を必要とする子どもや家庭への支援

1 児童虐待防止に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
福祉事務所 こども支援係	・児童虐待の予防及び早期発見に関すること ・養育支援訪問事業について など	・こども家庭センター「うきはあと」 0943-73-9151 ・こども支援係 0943-75-4961

2 ひとり親家庭の自立支援に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
福祉事務所 こども支援係	・児童扶養手当について ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等技能訓練促進給付金事業 ・高等学校卒業程度認定支援合格支援事業 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 など	・こども支援係 0943-75-4961
市民生活課 国保・年金係	・ひとり親家庭等の医療費助成について	・国保・年金係 0943-75-4973

3 障がい者施策に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
保健課 食育・健康対策係	・療育体制の整備・充実について ・保育所等巡回支援について ・乳幼児健診等療育事業について など	・食育・健康対策係 0943-75-4960
福祉事務所 こども支援係	・保育所・認定こども園に関する療育体制の整備・充実について ・特別児童扶養手当について など	・こども支援係 0943-75-4961
学校教育課 学事係	・特別支援教育の推進について など	・学事係 0943-75-4950
福祉事務所 福祉係	・障がい児福祉サービスについて ・障害児福祉手当について など	・福祉係 0943-75-4961

4 こどもの貧困対策に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
福祉事務所 保護係	・生活困窮者自立支援事業について ・生活保護について など	・保護係 0943-75-4962
福祉事務所 福祉係	・不登校・引きこもりに関すること ・フードバンクについて など	・福祉係 0943-75-4961
学校教育課 学事係	・就学援助（学用品・給食費等の援助）について など	・学事係 0943-75-4950

5 悩みや不安を抱える子ども・若者や家族への支援に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
福祉事務所 福祉係	・自殺予防について など	・福祉係 0943-75-4961
福祉事務所 子ども支援係	・悩みを抱える若者等への相談支援について など	・子ども家庭センター 「うきはあと」 0943-73-9151 ・子ども支援係 0943-75-4961

行動目標 7

全ての子ども・若者が持つ権利の保障

1 子ども・若者の権利や意見表明機会に関すること

課・係名	主な事業	連絡先
人権同和対策室 人権同和対策係	・子どもの権利に関する周知について など	・人権同和対策係 0943-75-4984
生涯学習課 社会教育係	・子ども・若者の意見表明の機会づくり など	・社会教育係 0943-75-3343
福祉事務所 子ども支援係	・子ども・若者の意見表明の機会づくり など	・子ども家庭センター 「うきはあと」 0943-73-9151 ・子ども支援係 0943-75-4961

うきは市こども計画

発行日 令和7年3月

発 行 うきは市

編 集 福祉事務所 こども支援係

住 所 福岡県うきは市吉井町新治316

電 話 0943-75-4961

